

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成24年4月1日
(第61期) 至 平成25年3月31日

株式会社ウッドワン

広島県廿日市市木材港南1番1号

(E00630)

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	4
4 関係会社の状況	6
5 従業員の状況	7
第2 事業の状況	
1 業績等の概要	8
2 生産、受注及び販売の状況	10
3 対処すべき課題	11
4 事業等のリスク	13
5 経営上の重要な契約等	14
6 研究開発活動	15
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
第3 設備の状況	
1 設備投資等の概要	18
2 主要な設備の状況	18
3 設備の新設、除却等の計画	19
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	20
(2) 新株予約権等の状況	21
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	39
(4) ライツプランの内容	40
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	43
(6) 所有者別状況	43
(7) 大株主の状況	43
(8) 議決権の状況	44
(9) ストックオプション制度の内容	45
2 自己株式の取得等の状況	63
3 配当政策	64
4 株価の推移	64
5 役員の状況	65
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	69
第5 経理の状況	74
1 連結財務諸表等	
(1) 連結財務諸表	75
(2) その他	120
2 財務諸表等	
(1) 財務諸表	121
(2) 主な資産及び負債の内容	145
(3) その他	148
第6 提出会社の株式事務の概要	149
第7 提出会社の参考情報	
1 提出会社の親会社等の情報	150
2 その他の参考情報	150
第二部 提出会社の保証会社等の情報	151
[監査報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第61期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829（32）3333（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田 守
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829（32）3333（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田 守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高	(百万円)	74,717	62,989	64,331	64,801	64,020
経常利益	(百万円)	411	530	2,103	1,979	1,998
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	△11,121	5,413	597	2,411	2,743
包括利益	(百万円)	—	—	△845	5,421	9,028
純資産額	(百万円)	17,403	27,322	26,146	31,226	39,914
総資産額	(百万円)	106,971	101,730	96,309	94,343	93,743
1株当たり純資産額	(円)	369.37	566.05	542.51	639.82	802.95
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	(円)	△238.19	115.97	12.79	51.68	58.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	16.1	26.0	26.3	31.6	40.0
自己資本利益率	(%)	—	24.8	2.3	8.7	8.2
株価収益率	(倍)	—	2.41	35.10	6.99	5.46
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,987	7,766	7,232	3,983	5,655
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△3,356	△1,020	△1,485	△211	7,027
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,901	△4,394	△5,050	△5,828	△11,374
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	4,362	6,569	6,946	4,807	6,371
従業員数	(名)	3,929	3,662	3,535	3,223	3,141

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 第57期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3. 第58期、第59期、第60期及び第61期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 第57期の「自己資本利益率」及び「株価収益率」については、当期純損失であるため記載していません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高 (百万円)	64,207	53,582	55,104	57,479	55,711
経常利益 (百万円)	462	802	751	650	1,142
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△423	317	217	318	908
資本金 (百万円)	7,324	7,324	7,324	7,324	7,324
発行済株式総数 (株)	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846
純資産額 (百万円)	29,600	29,596	29,272	29,309	30,359
総資産額 (百万円)	77,908	76,025	73,355	68,448	67,681
1株当たり純資産額 (円)	630.66	629.88	622.56	623.16	645.49
1株当たり配当額 (円)	10.50	7.50	7.50	7.50	7.50
(内1株当たり中間配当額) (円)	(6.00)	(3.75)	(3.75)	(3.75)	(3.75)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△9.06	6.81	4.66	6.81	19.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.8	38.7	39.6	42.5	44.5
自己資本利益率 (%)	—	1.1	0.7	1.1	3.1
株価収益率 (倍)	—	41.00	96.46	52.98	16.49
配当性向 (%)	—	110.2	161.1	110.1	38.5
従業員数 (名)	1,670	1,620	1,563	1,511	1,468

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 第57期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3. 第58期、第59期、第60期及び第61期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 第57期の「自己資本利益率」、「株価収益率」及び「配当性向」については、当期純損失であるため記載していません。

2 【沿革】

当社（昭和25年8月8日設立、昭和49年4月1日商号を岩根林業株式会社より株式会社住建産業に変更、さらに平成14年10月商号を株式会社ウッドワンに変更）は、昭和49年4月1日株式額面を50円に変更することを目的として旧株式会社住建産業等5社を吸収合併しましたが、当社は休眠会社であったため、企業の実態は被合併会社である旧株式会社住建産業等5社が合併後もそのまま存続しているのと同様の状況にあります。従って、以下の記載については特に指摘のない限り実質的存続会社である旧株式会社住建産業等5社に関して記載しています。

年月	摘要
昭和10年5月 昭和27年4月	元取締役会長中本勇が広島県廿日市市（当時 佐伯郡吉和村）に個人による木材業を開始 元取締役会長中本勇が発起人となり資本金700千円で有限会社中本林業を設立、代表取締役社長に就任
昭和31年10月 昭和32年5月 昭和42年7月	本社及び工場を広島県廿日市市串戸一丁目3番6号に移転 床板（フローリング・ボード）工場を新設し内地ブナ材によるフローリングの生産開始 合板工場を新設し、わが国初の4m超大型合板プラントによる長尺合板縁甲板（フロング）の製造販売を開始
昭和44年3月 昭和48年9月 昭和49年4月	株式会社中本林業より、株式会社住建産業（旧）に商号を変更 株式会社住建産業（旧）が豊橋工場を新設し、米材による製材品の生産開始 株式額面を500円から50円に変更することを目的とし、休眠会社であった岩根林業株式会社に株式会社住建産業（旧）、株式会社住建合板、中本木材工業株式会社、株式会社住建防腐、東和商事株式会社を吸収合併し、同時に商号を株式会社住建産業と変更し再発足
昭和49年11月 昭和53年12月 昭和54年11月 昭和55年10月	蒲郡工場にてLVLによる造作材の生産を開始 大阪証券取引所市場第二部及び広島証券取引所に株式上場 東京証券取引所市場第二部に株式上場 本社にて造作材工場を新設し、LVL（平行積層合板）による階段等の造作材生産開始 豊橋にて集成材工場を新設し、階段等の造作材生産開始
昭和59年8月 昭和60年9月 昭和62年9月 昭和63年2月 昭和63年8月 平成2年6月	本社にて洋風造作材工場を新設し、生産開始 本社地区に配送センター用倉庫新設、株式会社北海道住建、株式会社中国住建を設立 東京、大阪両証券取引所市場第一部に指定替え 現在所在地に本社屋新築、移転 本社にてドア工場を新設し、生産開始 日商岩井株式会社（現・双日株式会社）とのニュージーランド現地合弁子会社、Juken Nissho Ltd.（現・Juken New Zealand Ltd.）を設立（現・連結子会社）
平成3年4月 平成4年5月 平成6年4月 平成7年4月	本社にて収納システム工場を新設し、生産開始 豊橋にてドア工場を新設し、生産開始 豊橋にてプレカット工場を新設し、生産開始 日商岩井株式会社（現・双日株式会社）との中国現地合弁子会社、住建日商（上海）有限公司（現・住建（上海）有限公司）を設立（現・連結子会社）
平成8年10月 平成11年12月 平成14年10月 平成14年12月	茨城県坂東市（当時 岩井市）に関東事業所を新設し、事業開始 フィリピン子会社Juken Sangyo (Phils.) Corp.を設立（現・連結子会社） 株式会社住建産業より、株式会社ウッドワンに商号を変更 中国子会社木隆木業（上海）有限公司（現・沃達王木業（上海）有限公司）を設立（現・連結子会社）
平成15年10月 平成16年9月 平成18年10月 平成18年12月	住建木材工業株式会社、株式会社北海道住建の2社を当社に吸収合併 中国子会社沃達王國際有限公司を設立（現・連結子会社） I G C株式会社を設立 I G C株式会社が、平成18年12月27日付公開買付け及び平成19年3月1日付株式交換により、住宅設備機器メーカー株式会社ベルテクノの全株式を取得し、株式会社ベルテクノ他12社を完全子会社化
平成20年2月 平成20年4月	株式会社ベルテクノが新設分割により株式会社ベルキッチン（現・連結子会社）、株式会社ベルキッチンインターナショナル、株式会社ベル染色を設立 I G C株式会社が保有している株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の全株式をB Tホールディング株式会社へ売却
平成21年2月 平成22年2月	株式会社ウッドジョイ（現・連結子会社）が、株式会社ジューケン特販を吸収合併 Juken New Zealand Ltd. がニュージーランド子会社Juken NZ Northern Plantations Ltd. を設立

年月	摘要
平成23年7月	株式会社ベルキッチンが、I G C株式会社、株式会社ベルキッチンインターナショナルの2社を吸収合併
同	Woodone US Inc. を清算し、Canyon Creek Cabinet CompanyがBeltecco, Inc. を吸収合併した後、Canyon Creek Cabinet CompanyをSumitomo Forestry Seattle, Inc. へ売却
平成24年9月	株式会社中国住建を当社に吸収合併
平成25年3月	Juken New Zealand Ltd. が保有しているJuken NZ Northern Plantations Ltd. の全株式をSummit Forest Management of NZ Ltd. へ売却

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当社及び子会社13社から構成しており、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としています。事業内容が均一であるため、事業の種類別セグメント、事業部門等の区分を行っていませんが、その取扱製品の特性及び類似性から判断して、住宅建材、住宅設備機器の2つの製品種類別に分類しています。

当社グループの製品種類別の内容は以下のとおりです。

住宅建材

床材・造作材・その他建材などの木質総合建材の製造及び販売、植林を含む山林経営

（主な関係会社） 当社及びJuken New Zealand Ltd.、沃達王國際有限公司、Juken Sangyo (Phils.) Corp.、沃達王木業（上海）有限公司、住建（上海）有限公司、株式会社ウッドジョイ

住宅設備機器

厨房機器・洗面機器・浴槽機器などの製造及び販売

（主な関係会社） 当社及び株式会社ベルキッチン、株式会社東海ベルキッチン、Belkitchen Malaysia Sdn. Bhd.、上海倍樂厨業有限公司

なお、当連結会計年度における主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

（国内連結子会社の合併）

存続会社：株式会社ウッドワン

消滅会社：株式会社中国住建

合併日：平成24年9月1日

（海外連結子会社の株式譲渡）

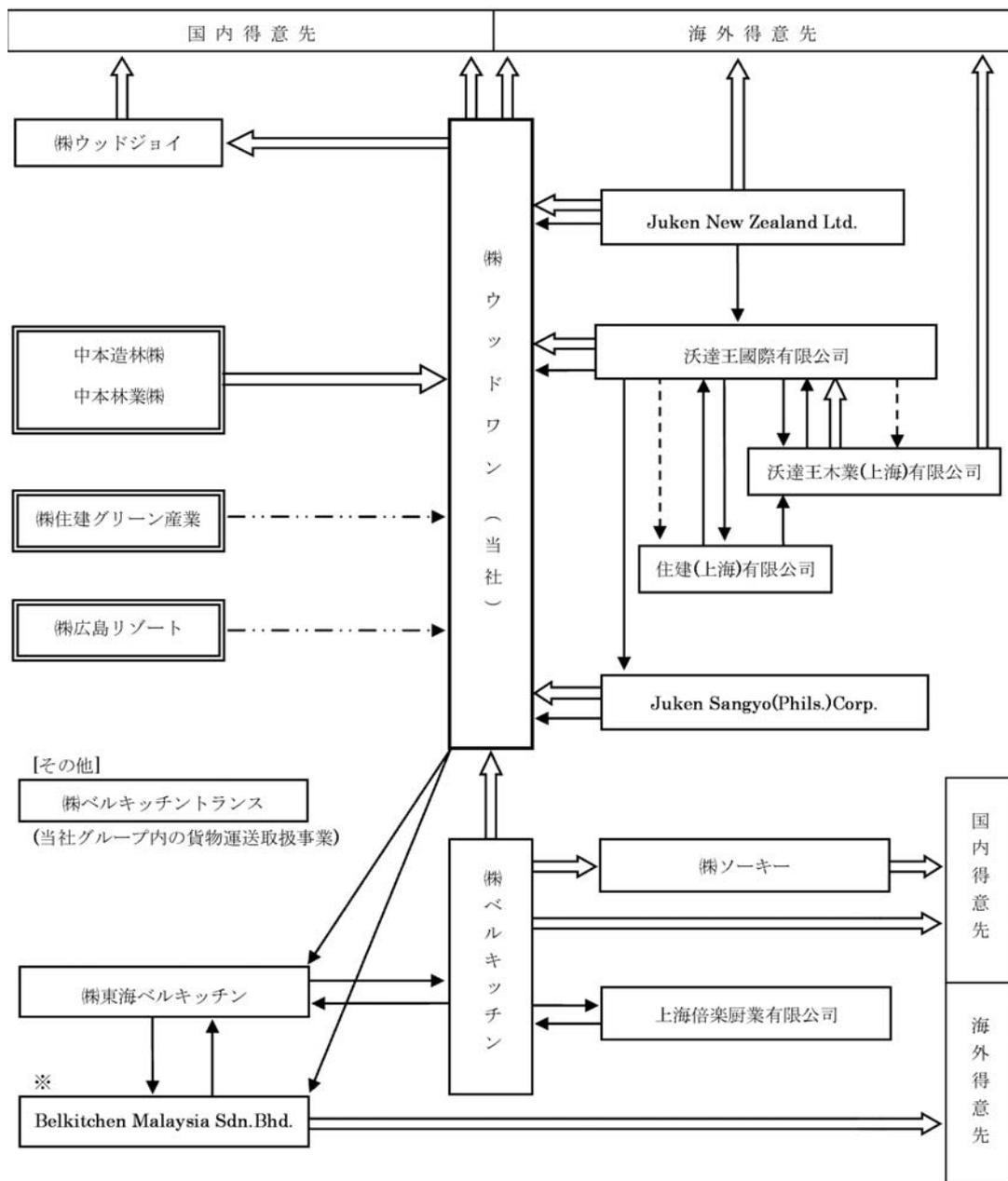
子会社株式の売却

譲渡：Juken NZ Northern Plantations Ltd.

株式譲渡日：平成25年3月20日

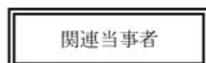
この結果、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社中国住建及びJuken NZ Northern Plantations Ltd. の2社は、当連結会計年度において連結子会社でなくなりました。平成25年3月31日現在では、当社グループは、当社及び子会社13社から構成されることになりました。

事業の系統図は次のとおりです。



※ Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd.は、一部 Juken New Zealand Ltd. より基材を仕入している。

(凡例)



製品



賃加工



材料



その他

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Juken New Zealand Ltd. (注) 1, 2	ニュージーランド オークランド市	百万ニュージーランドドル 251	木製品等の基材及び構造材の製造・販売、植林を含む山林経営	85 (85)	当社製品の基材及び構造材の製造委託 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
住建(上海)有限公司 (注) 1	中華人民共和国 上海市宝山区	百万米ドル 7	木質建材の製造	100 (100)	当社製品の基材の製造委託 債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員2名)
沃達王木業(上海)有限公司 (注) 1, 2	中華人民共和国 上海市嘉定区	百万米ドル 9	木質内装建材の製造及び販売	100 (100)	当社の木質内装建材の製造委託 債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員2名)
Juken Sangyo(Phils.)Corp. (注) 1, 2	フィリピン共和国 スービック	百万円 1,488	木製品の製造	100 (100)	当社製品の構造材の製造委託 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 5名 (うち当社従業員3名)
沃達王國際有限公司 (注) 2	中華人民共和国 香港特別行政区	百万香港ドル 450	海外子会社の統括、海外での資材調達	100	当社への資材供給 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
株式会社ウッドジョイ	広島県 廿日市市	百万円 10	エクステリアの販売及び施工並びに不動産業	100	当社エクステリア製品の販売 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
一般社団法人ウッドワンセキュリティアーズホールディングス	広島県 廿日市市	百万円 79	株式会社に発行する新株予約権の取得及び保有並びに処分	100	当社の企業価値防衛策で発行した新株予約権の割当先 役員の兼任 2名
株式会社ベルキッチン (注) 2	愛知県 一宮市	百万円 10	住宅設備機器の製造、販売及び施工	100	当社へ住宅設備機器供給 債務保証 役員の兼任 4名 (うち当社従業員3名)
株式会社東海ベルキッチン (注) 1	岐阜県 瑞浪市	百万円 100	厨房機器等の製造及び加工	100 (100)	当社製品の厨房機器等の製造委託 役員の兼任 4名 (うち当社従業員3名)
株式会社ソーキー (注) 1	愛知県 名古屋市千種区	百万円 150	厨房機器等の販売	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員3名)
株式会社ベルキッチントランス (注) 1	愛知県 一宮市	百万円 50	貨物取扱事業及び厨房機器並びに給排水衛生機器の配送、施工及び修理	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員3名)
Belkitchen Malaysia Sdn. Bhd. (注) 1	マレーシア セランゴール州	百万リンギット 3	厨房機器部品の製造及び販売	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員4名)
上海倍樂厨業有限公司 (注) 1	中華人民共和国 上海市松江出口加工区	百万米ドル 3	厨房機器部品の製造	100 (100)	役員の兼任 5名 (うち当社従業員4名)

(注) 1. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有です。

2. 特定子会社です。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

4. Juken New Zealand Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等	(1) 売上高	20,444百万円	(4) 純資産額	25,319百万円
	(2) 経常利益	444百万円	(5) 総資産額	39,715百万円
	(3) 当期純利益	1,735百万円		

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
全社共通	3,141
合計	3,141

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いています。
2. 当社及び連結子会社は、単一事業分野において営業を行っており、単一事業部門で組織されているため従業員数は全社共通としています。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,468	39.5	14.9	4,455

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員です。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いています。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、東日本大震災の緩やかな復興需要や公共投資の増加等に加え、昨年後半には政権交代による経済政策への期待感から円安基調、株価の回復が見受けられました。しかし、欧州債務問題等を背景とした欧米や新興国経済等の海外景気の下振れに加え、増税、雇用不安、為替相場、外交問題など依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

住宅業界におきましては、復興支援・住宅エコポイント制度やフラット35Sエコの金利優遇、住宅ローン減税などの住宅取得支援策に加え、東日本大震災の復興需要等により、新設住宅着工戸数は、第2四半期頃にはやや鈍化したものの、年間を通じては回復傾向にありました。

当社グループは、このような環境の中で、昨年は東日本大震災後の仮設住宅を含む一過性の売上高があったことや、連結対象であった米国子会社の譲渡による売上減少並びに販売価格の下落等の影響がありましたが、新規顧客の開拓や販売数量の増加による売上高増強を図ると共に、更なるコスト削減に取り組みました。

また、将来の人口・世帯数減少による新設住宅着工戸数の減少を見据え、『新しい商品・新しい発想・新しい提案での新しい顧客開拓と需要創造』を抜本的営業革新の基本方針に掲げ、森林認証(※)を取得しているニュージーランドの森林資源を活用したピノアースシリーズを中心に、新築市場の拡販に加えてリフォーム市場の開拓を目指しています。

木質建材では、「ピノアースシリーズ」や同シリーズからデザインを新たに厳選し、求めやすい価格とした新製品群「ナチュラルセレクション」などのFSC認証製品、ソフトアートシリーズの「シンプルセレクション」、認証基材を使用した環境配慮型のフローリングなどの売り上げが伸びました。また、リフォーム用として無垢フローリング「ピノアース6mm厚タイプ」、内窓で国内初のFSC認証製品である無垢の木製内窓「MOKUサッシ」、断熱改修を手軽に実現可能とするリフォーム用断熱改修パネル「あったかべ」、簡単に無垢材の素材感が味わえる無垢カーペット「びたゆか」などの拡販にも努めました。

ソフトアートシリーズには、存在感あふれる立体的なクラフトデザインで個性的な空間づくりを提案する「Cタイプ」やワンプライスで選べる「シンプルセレクション」の新デザインを投入しました。また、内装床材では、厚貼りフローリングの手作り工芸調床材コンビットクラフトシリーズなどを発売しました。

さらに、地域工務店の「長期優良住宅」の認定取得サポート及び、平成24年度創設の国交省補助事業「地域型住宅ブランド化事業」における各地域事業グループの申請支援、「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」におけるエネルギー消費削減量算出等の申請支援を行うと共に、既存住宅の改修においても長寿命化に向けた性能向上リフォームのサポートシステムの構築などを行い、地域工務店等への支援を進めてきました。

住宅設備機器では、木質建材とトータルコーディネートできることで好評のシステムキッチン「スイージー」の無垢の扉にオークとメープルの樹種を加えて、より幅広いインテリアイメージとのコーディネートを可能にしました。

この結果、連結売上高は、64,020百万円（前年同期比1.2%減）、営業利益3,242百万円（前年同期比4.5%減）、経常利益1,998百万円（前年同期比1.0%増）、当期純利益2,743百万円（前年同期比13.8%増）となりました。

また、当社ニュージーランド子会社を通じて保有するニュージーランド北島ノースランド地区の山林資産保有会社の全株式を、住友商事株式会社の連結子会社へ平成25年3月20日付けで譲渡したことにより、子会社株式売却益978百万円を特別利益として計上しました。なお、本件譲渡により、今後は北島東部・南部地区に森林経営を集約して経営資源の効率化を図り、更なる木材資源確保の強化に努めます。

さらに、急激な為替変動の影響により特別利益の為替差益として1,129百万円計上しました。内訳は、海外子会社の外貨建借入金に係る為替評価益511百万円及び個別の未決済為替予約取引評価益618百万円を計上したものです。

(※) 国際的な審査機関FSC®（森林管理協議会）のFM認証（森林管理認証）とCoC認証（加工・流通過程の管理認証）の総称／ライセンスNo.FSC-C043904

当社グループは、単一セグメントであるためセグメントごとの記載はありませんので、取扱製品の特性及び類似性による「品目別」の販売実績は次のとおりです。

①床材

売上高は、10,685百万円と前年同期と比べ425百万円（前年同期比3.8%減）減少しました。森林認証を取得したニュージーランドの森林資源を主に活用した製品群である「ピノアースシリーズ」の無垢床材やFSC認証基材を使用した環境配慮型のフローリングなどの売り上げは伸びましたが、普及タイプの床材などの販売が減少したため、床材全体では、前年同期に比べ減少しました。

②造作材

売上高は、31,328百万円と前年同期と比べ450百万円（前年同期比1.4%減）減少しました。ソフトアートシリーズの「シンプルセクション」や無垢を基調としたピノアースシリーズの「ナチュラルセクション」を中心に階段・ドア・収納などの拡販に努めましたが、玄関・階段廻り部材などが減少したため、造作材全体では、前年同期に比べ減少しました。

③その他建材

売上高は、17,135百万円と前年同期と比べ1,616百万円（前年同期比10.4%増）増加しました。国内においては、主に木軸・間柱・床版等の木製品が減少しました。しかし、海外ではニュージーランド子会社での合板素材等の販売が増加し、前年同期に比べ増加しました。

④住宅設備機器

売上高は、4,871百万円と前年同期と比べ1,521百万円（前年同期比23.8%減）減少しました。

米国子会社の株式譲渡により、米国内における住宅設備機器の売上高が、前年同期に比べ833百万円減少しました。国内においては、木質建材とトータルコーディネートできる無垢扉のシステムキッチン「スイージー」の売上は伸びましたが、SAシリーズのシステムキッチンの販売が減少しました。その結果、住宅設備機器全体は、前年同期に比べ減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により5,655百万円増加、投資活動により7,027百万円増加、財務活動により11,374百万円減少しました。この結果、現金及び現金同等物は1,563百万円の増加となり、期末残高は6,371百万円（前年同期比32.5%増）となりました。

営業活動により増加した資金5,655百万円（前年同期3,983百万円）は、主に特別利益の子会社株式売却益978百万円、為替差益1,233百万円、仕入債務813百万円減少等の要因により一部相殺されたものの税金等調整前当期純利益3,455百万円に減価償却費3,892百万円を加え、売上債権614百万円減少とたな卸資産575百万円減少したこと等によるものです。

投資活動により増加した資金7,027百万円（前年同期△211百万円）は、主に国内及びニュージーランド子会社等における設備投資及び山林の投資等に2,701百万円支出したものの当社ニュージーランド子会社を通じて保有するニュージーランド北島ノースランド地区の山林資産保有会社の全株式を、住友商事株式会社の連結子会社へ平成25年3月20日付けで譲渡したことにより、9,593百万円得たことによるものです。

財務活動により減少した資金11,374百万円（前年同期5,828百万円）は、主に長期借入金の減少によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を品目ごとに示すと、次のとおりです。

品目	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比 (%)
床材 (百万円)	7,697	△18.5
造作材 (百万円)	17,514	1.2
その他建材 (百万円)	16,406	11.5
住宅設備機器 (百万円)	2,183	△20.8
合計 (百万円)	43,802	△1.0

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
 2. 金額は製造原価により表示しています。
 3. 住宅建材設備事業の単一事業区分であるため、セグメントごとの記載はありません。

(2) 受注状況

当社グループの生産は見込み生産を主体とし一部受注生産を行っていますが、その比率は僅少であるため、記載を省略しています。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を品目ごとに示すと、次のとおりです。

品目	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比 (%)
床材 (百万円)	10,685	△3.8
造作材 (百万円)	31,328	△1.4
その他建材 (百万円)	17,135	10.4
住宅設備機器 (百万円)	4,871	△23.8
合計 (百万円)	64,020	△1.2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
 2. 住宅建材設備事業の単一事業区分であるため、セグメントごとの記載はありません。
 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高 (百万円)	割合 (%)	販売高 (百万円)	割合 (%)
住友林業㈱	9,605	14.8	9,520	14.9
三井住商建材㈱	9,189	14.2	9,340	14.6

3 【対処すべき課題】

当社グループにおきましては、将来の人口・世帯数減少による『新設住宅着工戸数減少の時代を勝ち抜く為、全社の経営資源を結集し、最大活用する』を全社基本方針とし、前期同様に『新しい商品・新しい発想・新しい提案での新しい顧客開拓と需要創造』を抜本的営業革新の基本方針として、森林認証を取得しているニュージーランドの森林資源を活用したピノアースシリーズを中心に、新製品・新サービスの投入による新築市場に加え、リフォーム市場の開拓を目指します。

平成25年4月に広島・大阪においてショールームを新装オープンしました。新しいショールームでは、無垢の木のぬくもりある暮らしを発信するショールームとして、無垢キッチン「スイージー」を主体に、床、内装建具などとトータルコーディネートすることで、お客様が実際の生活空間をイメージしやすいルームを再現しています。

当社グループは、環境共創企業として、これまで以上に、所有する山林資源を有効に活用した新製品の開発や業界をリードする省施工・簡単施工商品群を提案し、併せて更なる業務の効率化・コスト削減・資産の効率化等を図り、新しい顧客開拓にも注力してまいります。

また、海外の関連子会社を含めた新たな加工・流通・販売体制の構築を行い、成長著しいアジア市場など海外向けの売上増大に努めます。

株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(Ⅰ)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、(Ⅱ)貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(Ⅲ)国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、(Ⅳ)高齢化社会とともに、バリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、品質を基本として顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、(Ⅴ)成長著しいアジア市場など住宅需要増加を見込める海外への販売、ブランド力ある商品の製造・販売に努め、(Ⅵ)認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、平成25年3月31日現在7名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部長が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成23年6月29日開催の株主総会におきまして第三回信託型買収防衛策(以下「信託型防衛策」と)と第四回事前警告型買収防衛策(以下「事前警告型防衛策」と)の導入について承認を得ています。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型防衛策が選択されますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがあります。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

なお信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のホームページ(http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20110526_baisyuboueisaku.pdf)のIR情報に掲載している平成23年5月26日付「第三回信託型買収防衛策及び第四回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができます。

4 【事業等のリスク】

本項におきましては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、後述のようなものがあります。

(1) 業績の変動要因について

① 原材料価格の変動による影響について

住宅建材は、床材を主体とした二次加工合板の製造及び造作材等木質建材製品の加工販売を主要な事業としており、原材料である木材につきましては主にニュージーランドからの輸入によっています。

住宅建材における木材の調達リスク及び価格変動リスクを軽減するため、ニュージーランドの子会社Juken New Zealand Ltd.におきまして山林経営を行っていますが、市況変動等の要因（国際的木材価格の変動）によって木材の価格が変動した場合には住宅建材の業績に影響を与える可能性があります。また、住宅設備機器におきましても、使用しているステンレス鋼の国際的市況の著しい価格変動が業績に影響を与える可能性があります。

② 為替変動による影響について

当社グループにおきましては、上記①に記載のJuken New Zealand Ltd.からの木材の仕入れに関しては決済条件を円建としており、当社におきましては為替の変動による影響は受けないものの、ニュージーランドドルの変動によって、Juken New Zealand Ltd.におきまして為替差損益が発生する可能性があります。このリスクを回避するため長期為替予約を行っています。また、ニュージーランドからの木材を中華人民共和国の子会社で加工し、輸入している製品に関しての決済条件は米ドル建としており、米ドルの変動によって当社におきまして為替差損益が発生する可能性があります。これらは、連結決算上為替換算する過程での為替相場の変動によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、海外子会社の借入金につきましても、現地通貨以外の通貨による借入金において為替換算による損益が発生する可能性があります。

(2) ニュージーランドにおける事業内容及び業績・資産の推移について

当社グループは、ニュージーランドにおいてJuken New Zealand Ltd.を通じてニュージーパイン[®]等の植林を含む山林経営を行っています。

山林経営は木材市況変化への対応力を高めると同時に原材料調達の安定化や部材調達コストの低減に役立っています。山林経営につきましては、立木の伐採可能量の増加に対応して設備投資が必要となっています。そのため、連結キャッシュ・フローにおきましては、投資活動により使用する資金の多くはニュージーランドにおける投資に充当しています。なお、当連結会計年度において、当社ニュージーランド子会社を通じて保有するニュージーランド北島ノースランド地区の山林資産保有会社の全株式を、住友商事株式会社の連結子会社へ平成25年3月20日付で譲渡しました。今後は北島東部・南部地区に森林経営を集約して経営資源の効率化を図り、更なる木材資源確保の強化に努めます。

ニュージーランドに関する内部取引を含む売上高、営業利益、資産の推移と当社グループ連結ベース（内部取引消去後）は以下のとおりです。

（ニュージーランドの売上高、営業利益、資産の推移）

		平成21年3月期 (百万円)	平成22年3月期 (百万円)	平成23年3月期 (百万円)	平成24年3月期 (百万円)	平成25年3月期 (百万円)
ニュージーランド	売上高 (注)	12,399 (8,439)	14,821 (8,983)	16,367 (10,416)	19,129 (13,256)	20,444 (12,619)
	営業利益	535	191	1,169	1,297	707
	資産	38,441	40,199	38,233	40,333	39,715
連結	売上高	74,717	62,989	64,331	64,801	64,020
	営業利益	1,308	1,982	3,161	3,396	3,242
	資産	106,971	101,730	96,309	94,343	93,743

(注) 売上高下段の括弧内数値は、所在地間の内部売上高又は振替高です。残高につきましては、単位未満切り捨てにより表示しています。

(3) 有利子負債依存度について

当社グループにおきましては、設備投資資金につきましては主に借入金により賄っており、主としてニュージーランドのほか、中華人民共和国、フィリピン共和国への設備投資を行っています。そのため、借入金に対する依存度が高くなっておりましたが、当社グループにおける有利子負債依存度は、平成24年3月期末52.3%、平成25年3月期末43.1%と大きく改善しております。有利子負債が減少した主な理由として、当社ニュージーランド子会社を通じて保有するニュージーランド北島ノースランド地区の山林資産保有会社の全株式を、住友商事株式会社の連結子会社へ平成25年3月20日付けで譲渡したことにより、有利子負債の一部を返済したものです。

当社グループにおきましては、今後も経営資源の効率化等により、借入金の減少を図る方針であります。今後の金利動向等金融情勢の変化によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(有利子負債残高、有利子負債依存度の推移)

	平成21年3月期 (百万円)	平成22年3月期 (百万円)	平成23年3月期 (百万円)	平成24年3月期 (百万円)	平成25年3月期 (百万円)
総資産	106,971	101,730	96,309	94,343	93,743
純資産額	17,403	27,322	26,146	31,226	39,914
有利子負債残高	65,025	60,805	55,167	49,373	40,438
自己資本比率 (%)	16.1	26.0	26.3	31.6	40.0
有利子負債依存度 (%)	60.8	59.8	57.3	52.3	43.1

(注) 期末有利子負債残高は、社債及び借入金の合計額です。

残高につきましては、単位未満切り捨てにより表示しています。比率につきましては、四捨五入により表示しています。

5 【経営上の重要な契約等】

固定資産譲渡について

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、固定資産の譲渡に関する基本合意書を締結することを決議し、同日付で締結しました。また、平成25年6月19日に譲渡契約書を締結しました。

詳細は、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりです。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、ニュージーランドで経営する森林から得られる植林木（森林認証を取得したニュージーパイン®）を有効に活用し、顧客ニーズに沿った商品開発を進めることで、「人」と「住まい」と「木」の調和をめざしています。近年は、「環境への配慮」と「品質の向上と安定化」のために認証材活用や木材加工技術・品質管理技術の向上を進めるとともに、「安全・健康」をテーマとする商品開発を中長期的課題として研究開発をおこなっています。今後も引き続き、住宅構造躯体に始まり内装建材から住宅設備機器に至るまで、より一層環境に配慮し、お客様のニーズにあった製品の研究・開発に努めていきたいと考えています。

当連結会計年度における研究開発費の総額は264百万円です。

(1) 住宅建材

当社ではニュージーパイン®を主軸に木材・木質資源を有効に活用するための加工技術研究・用途拡大研究・高機能化に関する研究、安全・安心・快適な生活空間を提供する製品の開発、及び製品品質向上のための測定・分析技術の開発等を行っています。

当連結会計年度は、『木の素材感』を活かした意匠性と機能性や施工性に配慮した商品の販売を開始しました。床材としては、無垢のニュージーパイン®を用いたものとして転倒時の衝撃を緩和する「グラウンドフローリング無垢ピノセーフ」やカーペット感覚で設置できる「ぴたゆか」銘木厚貼り単板ならではの意匠性を浮造りによって実現した「コンビットクラフトシリーズ」の販売を開始しております。階段については、踏み板だけでなく階段廻り部材にも銘木を用いることで、トータルで銘木の良さを味わっていただけるようになりました。さらに、セットオン階段の改良を行い、施工性と安全性の向上を図っています。建具では、無垢のニュージーパイン®を用いた無垢ハイドアの追加し、銘木柄のドア「ソフトアートシリーズ」には、日本の伝統技術である鮑目仕上げを再現して立体感と素材感を表現したデザインドア「ソフトアートシリーズCタイプ（クラフト仕上げデザイン）」を追加しました。

当社では、今後もリフォームや新築住宅などの市場で求められるニーズに応える商品やサービスを提供していききたいと考えています。

この結果、支出した研究開発費は223百万円です。

(2) 住宅設備機器

平成25年夏に、家具でよく使われている樹種ウォールナットを「スイージー」の無垢扉シリーズに、また、女性をターゲットとした新たな周辺部材を樹種ニュージーパイン®の最上位グレードに追加します。

新築物件と中古物件のリノベーションのいずれにおいても、木質感のあるナチュラルなインテリアを好む人が増えており、無垢の建材と合わせた幅広い空間を提案できるよう商品展開をしました。

今後も、木を育てている会社がつくる『手の届く無垢キッチン』をテーマに、インテリア提案、住まい方提案を含め、本物の素材で永く使用でき愛着のわく商品を開発していきます。

この結果、支出した研究開発費は40百万円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項におきましては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国におきまして一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表作成にあたっては、当連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を与える重要な会計方針の採用及び見積もりを行っています。

当社は、過去の実績や提出日現在時点での状況に基づく合理的な見積もりと判断を行っていますが、実際の結果は見積もりと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

住宅業界におきましては、復興支援・住宅エコポイント制度やフラット35Sエコの金利優遇、住宅ローン減税などの住宅取得支援策に加え、東日本大震災の復興需要等により、新設住宅着工戸数は、第2四半期頃にはやや鈍化したものの、年間を通じては回復傾向にありました。このような状況下、連結売上高は、64,020百万円（前年同期比1.2%減）、営業利益3,242百万円（前年同期比4.5%減）、経常利益1,998百万円（前年同期比1.0%増）、当期純利益2,743百万円（前年同期比13.8%増）となりました。

品目別の売上として床材は、森林認証を取得したニュージーランドの森林資源を主に活用した製品群である「ピノアースシリーズ」の無垢床材やFSC認証基材を使用した環境配慮型のフローリングなどの売上げが伸びましたが、普及タイプの床材などの販売が減少したため、床材全体では、前年同期に比べ3.8%減少しました。

造作材は、ソフトアートシリーズの「シンプルセレクション」や無垢を基調としたピノアースシリーズの「ナチュラルセレクション」を中心に階段・ドア・収納などの拡販に努めましたが、玄関・階段廻り部材などが減少したため、造作材全体では、前年同期に比べ1.4%減少しました。

その他の建材は、国内において、主に木軸・間柱・床版等の木製品が減少しました。しかし、海外ではニュージーランド子会社での合板素材等の販売が増加し、前年同期に比べ10.4%増加しました。

住宅設備機器は、昨年の米国子会社の株式譲渡により、米国内における住宅設備機器の売上高が833百万円減少しました。国内においては、木質建材とトータルコーディネートできる無垢扉のシステムキッチン「スイージー」の売上は伸びましたが、SAシリーズのシステムキッチンの販売が減少しました。その結果、住宅設備機器全体では、前年同期に比べ23.8%減少しました。

利益におきましては、売上総利益は前年同期より63百万円減少し21,313百万円となり、営業利益は前年同期より154百万円減少して3,242百万円となりました。主なる要因としてコストダウン・生産効率のアップ・販売費の削減に努めましたが売上高が64,020百万円となり前年同期より780百万円減少したことによるものです。経常利益は前年同期より19百万円増加して1,998百万円となりました。主なる要因として有利子負債の減少による支払利息の減少や為替差損の減少等によるものです。当期純利益は前年同期より332百万円増加し、2,743百万円となりました。主なる要因として特別利益に当社ニュージーランド子会社を通じて保有するニュージーランド北島ノースランド地区の山林資産保有会社の全株式を譲渡したことにより、子会社株式売却益978百万円を計上しました。さらに、急激な為替変動の影響により海外子会社の外貨建借入金に係る為替評価益511百万円及び個別の未決済為替予約取引評価益618百万円を計上したものです。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ資産が599百万円減少、負債が9,287百万円減少、純資産が8,687百万円増加しました。主なる内訳として、資産は、現金及び預金1,569百万円増加、為替予約（資産）2,238百万円増加、立木勘定4,318百万円減少によるものです。立木勘定の減少の主なる理由としては、ニュージーランドの山林の一部を所有する海外連結子会社の株式を譲渡したことによるものです。負債は、為替予約（負債）877百万円減少、繰延税金負債896百万円増加、長短借入金9,234百万円減少によるものです。長短借入金の減少の主なる理由としてニュージーランドの海外子会社の株式譲渡により得た資金で借入金の一部を返済したものです。このことにより有利子負債依存度は、43.1%（前年同期52.3%）に改善されました。純資産は、繰延ヘッジ損益が1,726百万円増加、為替換算調整勘定が3,201百万円増加、少数株主持分が1,067百万円増加したものです。この結果、自己資本比率は40.0%（前年同期31.6%）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により5,655百万円増加、投資活動により7,027百万円増加、財務活動により11,374百万円減少しました。

営業活動により増加した資金5,655百万円（前年同期3,983百万円）は、主に特別利益の子会社株式売却益978百万円、為替差益1,233百万円、仕入債務813百万円減少等の要因により一部相殺されたものの税金等調整前当期純利益3,455百万円に減価償却費3,892百万円を加え、売上債権614百万円減少とたな卸資産575百万円減少したこと等によるものです。

投資活動により増加した資金7,027百万円（前年同期△211百万円）は、主に国内及びニュージーランド子会社等における設備投資及び山林の投資等に2,701百万円支出したものの当社ニュージーランド子会社を通じて保有するニュージーランド北島ノースランド地区の山林資産保有会社の全株式を、住友商事株式会社の連結子会社へ平成25年3月20日付けで譲渡したことにより、9,593百万円得たことによるものです。

財務活動により減少した資金11,374百万円（前年同期5,828百万円）は、主に長期借入金の減少によるものです。

この結果、現金及び現金同等物は1,563百万円の増加となり、期末残高は6,371百万円（前年同期比32.5%増）となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は、2,796百万円であり、主として、Juken New Zealand Ltd.の生産設備及び山林投資等に2,429百万円行っています。

なお、Juken NZ Northern Plantations Ltd.の株式譲渡に伴い、立木が8,030百万円減少しています。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
		土地 (面積㎡)	建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
技術開発部 (広島県廿日市市)	その他施設 (製品開発、品質管理)	21 (3,214)	80	2	6	110	24
本社製造部 本社工場 (広島県廿日市市)	階段加工、室内ドア、収 納機器、その他造作材等 の製造設備	2,474 (51,386)	976	382	27	5,525	308
本社事務所 (広島県廿日市市)	事務総括施設		303	1	1,137		130
本社物流センター (広島県廿日市市)	倉庫		188	8	24		79
東海製造部 蒲郡工場 (愛知県蒲郡市)	合板床板等の製造設備	290 (39,799)	124	159	2	577	60
東海製造部 豊橋工場 (愛知県豊橋市)	集成材、室内ドア、内壁 材、その他造作材等の製 造設備	2,342 (147,397)	388	175	6	3,221	177
東海物流センター (愛知県豊橋市)	倉庫		293	0	14		42
関東事業所 関東物流センター (茨城県坂東市)	倉庫 構造材のプレカット加工 設備	1,872 (43,756)	770	23	18	2,684	74

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「リース資産」であり、「建設仮勘定」を含めていません。なお、金額には消費税等を含めていません。

2. 現在重要な休止中の設備はありません。

3. 単一事業区分であるためセグメントごとの記載はありません。

(2) 国内子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			土地 (面積㎡)	建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
(株)ベルキッチン	本社 (愛知県一宮市)	その他施設 (福利厚生施設等 を含む)	1,074 (18,288)	1	—	0	1,076	11
	工場 (愛知県一宮市)	厨房、洗面機器 の製造設備		0	0	0		27
(株)東海ベルキッ チン	工場 (岐阜県瑞浪市)	厨房、洗面機器 の製造設備	37 (4,404)	10	15	0	64	93

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」であり、「建設仮勘定」を含めていません。

なお、金額には消費税等を含めていません。

2. 単一事業区分であるためセグメントごとの記載はありません。

(3) 在外子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
Juken New Zealand Ltd.	工場 (ニュージーランド オークランド市他)	木製品等の製造 設備 山林経営	1,886 (124,439,568)	3,919	6,930	16,602	29,339	809
住建(上海) 有限公司	工場 (中華人民共和国 上海市宝山区)	木質建材の製造 設備	— (81,054) (注)3	204	177	89	472	290
Juken Sangyo (Phils.)Corp.	工場 (フィリピン共和国 スービック)	構造材の製造設備	— (70,295) (注)3	532	278	5	816	282
沃達王木業(上 海)有限公司	工場 (中華人民共和国 上海市嘉定区)	木質内装建材の 製造設備	— (84,759) (注)3	265	148	20	434	84
上海倍楽厨業 有限公司	工場 (中華人民共和国上海 市松江出口加工区)	厨房機器部品等 の製造設備	— (14,687) (注)3	102	5	2	110	19

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「立木」及び「工具、器具及び備品」であり、「建設仮勘定」を含めていません。なお、Juken New Zealand Ltd.の「その他」には「立木」16,497百万円が含まれています。金額には消費税等を含めていません。
2. 現在重要な休止中の設備はありません。
3. 賃借設備です。
4. 単一事業区分であるためセグメントごとの記載はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末(平成25年3月末)現在における重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末(平成25年3月末)現在における重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	125個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	125,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,020円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	418個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	418,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 855円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	500個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 843円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

4. 組織再編成行為時の取扱

① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成20年7月1日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成27年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成19年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	395個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	395,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 633円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日から 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

4. 組織再編成行為時の取扱

① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{（以下「割当比率」といいます。）}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times \frac{1}{\text{（以下「割当比率」といいます。）}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成21年12月28日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成28年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成20年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	300個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 294円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年5月15日から 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

4. 組織再編成行為時の取扱

① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数は、残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

（以下「割当比率」といいます。）

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成23年5月15日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成29年6月30日）までとします。
- (e) 承継新株予約権の行使条件
- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。
 - ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
 - ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。
- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
 - ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (g) 承継新株予約権の取得条項
- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
 - ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。
- (h) 承継新株予約権の譲渡制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成21年6月26日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	300個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 313円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月22日から 平成30年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結しました「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

4. 組織再編成行為時の取扱

① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成23年7月22日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成30年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成22年 6月29日）		
	事業年度末現在 （平成25年 3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年 5月31日）
新株予約権の数	100個（注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 315円（注） 2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年 7月28日から 平成31年 6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはありません。	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注） 4	同左

（注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人 1 名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。
- ③ 権利の質入れは認めません。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできません。

4. 組織再編成行為時の取扱

- ① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後継続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。
- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{調整前承継行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成24年7月28日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成31年6月30日）までとします。
- (e) 承継新株予約権の行使条件
- ① 承継新株予約権の質入れは認めません。
 - ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
 - ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。
- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
 - ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (g) 承継新株予約権の取得条項
- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
 - ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。
- (h) 承継新株予約権の譲渡制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成23年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	100個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 315円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月28日から 平成32年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 427円 資本組入額 214円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。
- ③ 権利の質入れは認めません。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできません。

4. 組織再編成行為時の取扱

- ① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。
- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{調整前承継行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成25年7月28日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成32年6月30日）までとします。
- (e) 承継新株予約権の行使条件
- ① 承継新株予約権の質入れは認めません。
 - ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
 - ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。
- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
 - ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (g) 承継新株予約権の取得条項
- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
 - ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。
- (h) 承継新株予約権の譲渡制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日（平成23年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	110,000,000個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	（注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

2. 権利行使の始期は（注）3.（1）で定める行使条件が成就した日から2ヶ月間が経過する日とし、終期は平成26年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日です。

3.（1）新株予約権者は、当社の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出されます。以下同様とします。）、又は株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同様とします。）の買付け等（同項に定義されます。以下同様とします。）を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味します。以下同様とします。）が20%以上となる者（以下「特定大量保有者」といいます。）が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者（以下「特定大量買付者」といいます。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」といいます。）が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができます。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができます。また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとします。

- ① 当社
- ② 当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。）
- ③ 当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。）
- ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有します。以下同様とします。）を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者（但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除きます。）

- ⑥ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
 - ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社（当該新株予約権の信託の受託者としての地位を意味します。）
 - ⑧ その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者
なお、（注）3.（1）及び（3）において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとします。
- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (3) （注）3（1）及び（2）に拘わらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとします。
- ① 特定大量保有者
 - ② 特定大量保有者の共同保有者
 - ③ 特定大量買付者
 - ④ 特定大量買付者の特別関係者
 - ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
 - ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者（なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有します。）をいいます。）
 - ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
 - ⑧ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社（但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。）

株主総会の特別決議日（平成24年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年5月31日）
新株予約権の数	100個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 275円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月28日から 平成33年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 345円 資本組入額 173円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。
- ③ 権利の質入れは認めません。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできません。

4. 組織再編成行為時の取扱

- ① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。
- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成26年7月28日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成33年6月30日）までとします。
- (e) 承継新株予約権の行使条件
- ① 承継新株予約権の質入れは認めません。
 - ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
 - ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。
- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
 - ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (g) 承継新株予約権の取得条項
- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
 - ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。
- (h) 承継新株予約権の譲渡制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数	110,000,000個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
取得条項に関する事項	(注)4
信託の設定の状況	(注)5
代用払込みに関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

2. 権利行使の始期は(注)3.(1)で定める行使条件が成就した日から2ヶ月間が経過する日とし、終期は平成26年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日です。

3. (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出されます。以下同様とします。)、又は株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同様とします。)の買付け等(同項に定義されます。以下同様とします。)を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味します。以下同様とします。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」といいます。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」といいます。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」といいます。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができます。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができます。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとします。

- ① 当社
- ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)
- ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)
- ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有します。以下同様とします。)を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除きます。)
- ⑥ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

- ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社（当該新株予約権の信託の受託者としての地位を意味しません。）
 - ⑧ その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者
 なお、（注）3.（1）及び（3）において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとします。
- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (3) （注）3.（1）及び（2）に拘わらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとします。
- ① 特定大量保有者
 - ② 特定大量保有者の共同保有者
 - ③ 特定大量買付者
 - ④ 特定大量買付者の特別関係者
 - ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
 - ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者（なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有します。）をいいます。）
 - ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
 - ⑧ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社（但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。）

4. 取得条項に関する事項

- (1) 当社は、上記3.（1）に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、次のとおり対象株式数の調整を行います。なお、1株未満の端数は切り捨てます。
- $$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \begin{matrix} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の比率} \end{matrix}$$
- (2) 上記(1)に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(1)に定める対象株式数の調整の規定を準用します。
- (3) 当社は、上記3.（1）に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日（以下「取得日」といいます。）において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権の全部又は一部（当社取締役会が別に定めるところによります。）を取得することができます。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり以下の金銭を交付します。
- 取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）を平均した額（終値のない日数を除きます。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。）
- (4) 上記(1)から(3)までに拘わらず、当社は、上記3.（1）に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得します。
- ア. 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合
 - イ. 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合
 - ウ. 上記ア. 及びイ. のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

5. 信託の設定の状況

委託者	一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受益者	第一受益者は、行使条件の成就直後の基準日現在の株主名簿に記載又は記録された当社の株主とします。 なお基準日とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項各号の日又は同条第8項に基づき総株主通知が行われる日とします。 第二受益者は、委託者とします。
信託契約締結日	平成23年7月19日
信託契約の期間	平成23年7月19日から平成26年9月30日又は行使条件の成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日までとします。
信託目的	受託者が信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、行使条件が成就した場合に第一受益者に新株予約権を交付することを目的とします。
信託財産	新株予約権110,000,000個及び金銭
信託財産の交付事由	新株予約権募集事項に定める行使条件が成就し、かつ新株予約権の受益者への交付につき当社取締役会による承認決議が行われたことによります。
信託財産の交付	原則として、第一受益者が保有する当社株式1株当たり新株予約権2個を交付しますが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがあります。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	当社及び委託者宛
最終計算承認	当社及び委託者

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成12年6月6日	△366,000	49,209,846	—	7,324	—	7,815

(注) 自己株式の利益による消却によるものです。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	43	26	136	56	5	2,172	2,438	—
所有株式数 (単元)	—	15,969	403	8,487	1,871	16	22,162	48,908	301,846
所有株式数の 割合(%)	—	32.65	0.82	17.35	3.83	0.03	45.32	100	—

(注) 自己株式2,546,340株は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ2,546単元及び340株を含めて記載しています。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,351	6.81
中本 祐昌	広島県廿日市市	3,301	6.71
日本マスタートラスト 信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,835	5.76
中本不動産(株)	広島県廿日市市阿品4丁目19番18号	2,382	4.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,568	3.19
中本 雅生	広島県廿日市市	1,475	3.00
中勇不動産(株)	広島県廿日市市須賀7番31号	1,446	2.94
住建持株会	広島県廿日市市木材港南1番1号	1,361	2.77
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,193	2.42
中本 昭文	広島県廿日市市	1,138	2.31
計	—	20,054	40.75

- (注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は3,351千株です。なお、それらの内訳は、(株)もみじ銀行退職給付信託分739千株、及びその他信託業務等に係る株式2,612千株です。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は2,835千株です。なお、それらの内訳は、(株)広島銀行退職給付信託分1,801千株、D I C(株)退職給付信託分152千株、及びその他信託業務等に係る株式882千株です。
3. 上記資産管理サービス信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,193千株です。それらの内訳は、(株)みずほコーポレート銀行退職給付信託分663千株、(株)みずほ銀行退職給付信託分176千株、及びその他信託業務等に係る株式353千株です。
4. 当社は自己株式を2,546千株(5.17%)所有していますが、上記には含めていません。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,546,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 46,362,000	46,362	同上
単元未満株式	普通株式 301,846	—	—
発行済株式総数	49,209,846	—	—
総株主の議決権	—	46,362	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式340株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市木材 港南1-1	2,546,000	—	2,546,000	5.17
計	—	2,546,000	—	2,546,000	5.17

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しています。
当該制度の内容は次のとおりです。

新株予約権方式

当該制度は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月29日第52回定時株主総会及び平成17年6月29日第53回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件（無償）をもって新株予約権を発行することを平成16年6月29日及び平成17年6月29日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものです。また、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年6月29日第54回定時株主総会、平成19年6月28日第55回定時株主総会、平成20年6月27日第56回定時株主総会、平成21年6月26日第57回定時株主総会、平成22年6月29日第58回定時株主総会、平成23年6月29日第59回定時株主総会及び平成24年6月27日第60回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件（無償）をもって新株予約権を発行することを平成18年6月29日、平成19年6月28日、平成20年6月27日、平成21年6月26日、平成22年6月29日、平成23年6月29日、平成24年6月27日及び平成25年6月26日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものです。

当該制度の内容は、次のとおりです。

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	185,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,020円（注）
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 退任時の取扱い、その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり855円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から平成26年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 退任時の取扱い、その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり843円(注)1
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 組織再編成行為時の取扱

- ① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。
- ② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。
 - (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成20年7月1日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成27年6月30日）までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	395,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり633円(注)1
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日から平成28年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月1日から平成28年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり294円(注)1
新株予約権の行使期間	平成23年5月15日から平成29年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間
平成22年7月1日から平成29年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成23年7月22日から平成30年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めません。 各新株予約権の一部行使はできません。 その他条件については本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とします。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。
なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{（以下「割当比率」といいます。）}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times \frac{1}{\text{（以下「割当比率」といいます。）}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成30年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成22年 6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成24年 7月28日から平成31年 6月30日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。 本新株予約権の質入れは認めません。 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とします。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。
なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めの日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めの日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成23年 6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成25年 7月28日から平成32年 6月30日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。 本新株予約権の質入れは認めません。 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とします。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。
なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めの日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めの日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成24年 6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成26年 7月28日から平成33年 6月30日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。 本新株予約権の質入れは認めません。 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とします。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。
なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めの日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めの日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

決議年月日	平成25年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	200,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成27年7月26日から平成34年6月30日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。 本新株予約権の質入れは認めません。 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とします。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。

なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{存続会社等の株式の割当ての比率}$$

（以下「割当比率」といいます。）

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限りません。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めの日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めの日までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の質入れは認めません。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	1,784	500
当期間における取得自己株式	471	228

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,546,340	—	2,546,580	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重点施策のひとつと認識し、企業の経営基盤の強化をはかりつつ安定配当を維持する中で、業績の動向を勘案し利益還元の一層の充実を図る方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、厳しい経済情勢の影響を受けたことを勘案し、1株3円75銭とし、中間配当金3円75銭と合わせて、7円50銭としました。

内部留保金の使途については、安定した経営体質の改善強化と今後の新規事業への投資資金等に活用する予定です。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成24年11月2日 取締役会決議	174	3.75
平成25年6月26日 定時株主総会決議	174	3.75

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	685	340	450	450	356
最低(円)	180	188	210	240	208

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年 10月	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月
最高(円)	240	258	286	311	309	328
最低(円)	210	208	241	282	267	274

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所 有 株式数 (千株)
代表取締役 社長	営業本部本部長	中本 祐昌	昭和35年12月12日生	昭和59年4月 当社に入社 平成3年6月 当社取締役技術センター部長 平成7年2月 当社常務取締役経営統括本部長兼商品企画部長兼技術開発部長 平成9年6月 当社専務取締役経営統括本部長兼技術開発部長 平成11年6月 当社代表取締役・専務取締役経営統括本部長 平成12年12月 Juken Sangyo (Phils.) Corp. 代表取締役社長 (現在に至る) 平成13年6月 同 当社代表取締役社長 住建 (上海) 有限公司董事長 (現在に至る) 平成14年12月 木隆木業 (上海) 有限公司 (現沃達王木業 (上海) 有限公司) 董事長 (現在に至る) 平成15年8月 Juken Nissho Ltd. (現Juken New Zealand Ltd.) 代表取締役社長 (現在に至る) 平成16年9月 沃達王國際有限公司董事長 (現在に至る) 平成21年7月 当社代表取締役社長営業本部本部長 (現在に至る)	(注) 3	3,301
専務取締役	営業本部副本部長	岩井 茂樹	昭和25年8月13日生	昭和49年4月 当社に入社 平成7年2月 当社参与首都圏ブロック長兼東京支店長 平成9年6月 当社取締役東京支店長 平成10年4月 当社取締役営業推進部長 平成18年4月 当社取締役営業推進部長兼開発営業部長 平成20年2月 当社取締役営業本部副本部長兼開発営業部長 平成20年6月 当社取締役西日本営業本部長 平成21年6月 当社常務取締役西日本営業本部本部長 平成21年7月 当社常務取締役営業本部副本部長 平成23年6月 当社専務取締役営業本部副本部長 (現在に至る) 平成24年5月 ㈱ウッドジョイ代表取締役社長 (現在に至る)	(注) 3	8
常務取締役	製造本部本部長 本社製造部長 関連事業室長	竹田 平	昭和30年7月23日生	昭和53年4月 当社に入社 平成5年6月 当社参与関連事業室長 平成13年6月 当社取締役東海製造部長 平成15年8月 当社取締役、Juken Nissho Ltd. (現Juken New Zealand Ltd.) 専務取締役 平成19年6月 当社取締役本社製造部長兼物流部長兼購買部長 平成20年5月 ㈱中国住建代表取締役社長 平成20年6月 当社常務取締役製造本部本部長 平成20年8月 当社常務取締役製造本部本部長兼関連事業室長 平成21年4月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長兼関連事業室長兼製造技術室長 平成23年2月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長兼関連事業室長 平成23年6月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長兼東海製造部長兼関連事業室長 平成24年6月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長兼関連事業室長 (現在に至る)	(注) 2	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	総務人事部長	澤井 誠	昭和25年2月17日生	昭和48年4月 旧㈱日本興業銀行へ入行 昭和63年6月 同行仙台支店審査 審査役 平成14年6月 興銀リース㈱執行役員福岡支店長 平成16年4月 昭和情報機器㈱経理部長 平成17年6月 当社顧問 同 当社取締役総務人事部長 平成21年1月 当社取締役総務人事部長兼経理部長 平成21年6月 当社取締役総務人事部長（現在に至る）	(注) 2	5
取締役	東海製造部長 情報システム部長	高橋 雄二	昭和29年9月18日生	昭和53年4月 東洋工業㈱（現マツダ㈱）に入社 平成10年6月 同社車体技術部第一車体グループ マネージャー 平成13年3月 当社に入社 平成18年10月 当社参与生産管理室副部長兼生産 技術室副部長 平成21年6月 当社執行役員生産管理室部長兼経 理部長付部長兼技術開発部基礎開 発課長兼情報システム部次長 平成22年6月 当社取締役生産管理室部長兼技術 開発部長兼情報システム部長 平成23年3月 当社取締役生産管理室長兼技術開 発部長兼情報システム部長 平成24年6月 当社取締役東海製造部長兼情報シ ステム部長（現在に至る）	(注) 2	3
取締役	経理部長	藤田 守	昭和31年6月18日生	昭和54年4月 ㈱広島銀行に入行 平成14年6月 同行甲山支店長 平成16年4月 同行福山胡町支店長 平成17年4月 同行東部統括本部担当部長 平成19年4月 同行舟入支店長 平成21年4月 同行神戸支店長 平成23年4月 当社顧問 平成23年6月 当社取締役経理部長（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	川戸 宏之	昭和33年9月15日生	昭和56年4月 当社に入社 平成3年10月 Juken Nissho Ltd. (現 Juken New Zealand Ltd.) 出向 平成6年5月 当社ジュピーノドア工場課長 平成10年9月 当社ジュピーノドア工場次長 平成13年10月 当社東海製造部豊橋工場次長 平成15年7月 当社参与東海製造部豊橋工場次長 平成16年8月 当社参与住建（上海）有限公司兼 沃達王木業（上海）有限公司工場 長 平成19年6月 当社執行役員、Juken New Zealand Ltd. 専務取締役製造部長兼ギスボ ン工場長兼ワイララバ工場長 平成22年2月 Juken NZ Northern Plantations Ltd. 代表取締役 平成24年4月 当社執行役員、Juken New Zealand Ltd. 専務取締役製造部長 平成24年6月 当社取締役、Juken New Zealand Ltd. 専務取締役製造部長（現在に 至る）	(注) 2	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所 有 株式数 (千株)
常勤監査役	—	須山 正敏	昭和19年1月11日生	昭和42年3月 平成3年2月 平成7年2月 平成16年6月 平成24年6月	当社に入社 当社情報システム部次長 当社総務人事部次長 当社監査役 当社常勤監査役（現在に至る）	(注) 4	3
監査役	—	佐藤 寛	昭和16年12月5日生	昭和45年4月 昭和59年6月 平成4年2月 平成6年9月 平成8年1月 平成9年3月 平成10年9月 平成12年6月 同 平成21年6月 同 平成24年6月	当社に入社 当社取締役社長室長 当社取締役営業本部副本部長（特 販部門）兼業務管理部長 当社取締役営業本部副本部長 当社取締役物流部長 当社取締役海外事業部長 当社取締役品質管理部長 当社取締役退任 当社執行役員品質管理部長 当社執行役員退任 当社品質管理部顧問 当社監査役（現在に至る）	(注) 4	82
監査役	—	秦 清	昭和22年3月17日生	昭和49年4月 平成11年4月 平成13年3月 平成16年7月 平成18年5月 平成20年5月 平成23年7月 平成24年6月	弁護士事務所開業（現在に至る） 広島弁護士会会長兼中国地方弁 士連合会理事長 広島県労働委員会公益委員 広島市安佐北区選挙管理委員会委 員長（現在に至る） 株式会社アスティ社外監査役 広島県呉市公平委員会委員長（現 在に至る） 年金記録確認広島地方第三者委員 会委員（現在に至る） 当社監査役（現在に至る）	(注) 4	—
監査役	—	三輪 洋二	昭和25年5月22日生	平成15年7月 平成17年7月 平成18年7月 平成19年7月 平成20年7月 平成21年7月 平成22年7月 平成22年8月 同 平成23年1月 平成24年6月	三次税務署長 廿日市税務署長 広島国税局調査査察部査察管理 課長 広島国税局調査査察部調査管理 課長 広島国税局調査査察部次長 広島国税局調査査察部長 株式会社TM総合企画代表取締役 （現在に至る） 税理士事務所開設（現在に至る） 住吉工業株式会社監査役（非常 勤）（現在に至る） 住吉運輸株式会社監査役（非常 勤）（現在に至る） 当社監査役（現在に至る）	(注) 4	—
計							3,411

- (注) 1. 監査役 秦 清、三輪洋二の2氏は、社外監査役です。
2. 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
3. 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 監査役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しています。
執行役員は6名で、(株)ベルキッチン・(株)東海ベルキッチン・(株)ベルキッチントランス・(株)ソーキー・上海倍楽厨業有限公司・Belkitchen Malaysia Sdn. Bhd. 担当 竹内敏、海外営業担当部長兼沃達王國際有限公司・住建（上海）有限公司・沃達王木業（上海）有限公司担当 田宮邦夫、技術開発部長兼品質管理部長 大山晶一、物流部長兼海外物流室長 大志茂和敏、住宅システム営業部長 迫勝則、営業推進部長兼 Juken New Zealand Ltd. 日本支社担当 久保好永で構成しています。

6. 当社は法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しています。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
森川 和彦	昭和27年11月13日生	平成元年4月 弁護士登録（現在に至る） 平成14年7月 白島綜合法律事務所所長（現在に至る） 平成15年4月 広島弁護士会副会長 平成19年4月 中国地方弁護士会連合会民暴委員会委員長 平成20年4月 財団法人暴力追放広島県民会議理事 平成21年8月 中国地方弁護士会連合会民暴委員会委員（現在に至る） 平成23年6月 有信興産株式会社取締役（非常勤）（現在に至る）	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念である「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

① 企業統治の体制

当社は、監査役制度を採用しています。平成25年6月27日現在4名の監査役（内社外監査役2名）により、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っています。

また、取締役会は、平成25年6月27日現在7名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

なお、当社取締役は、各自が自由・独立の立場から経営に参画しており、活発な意見交換を行いながら職務遂行状況を客観的に把握することで、互いの業務を監督しています。また、監査役は常時取締役会に出席し、随時客観的立場から、発言を行っています。これらにより、監査・監督機能が十分に機能する体制にあるとして、当該企業統治の体制を採用しています。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規定やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組の強化の一環として、内部監査室等の体制面の充実を図っています。

会計監査は西日本監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお、当社と会計監査人である西日本監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しています。その契約内容の概要は次のとおりです。

西日本監査法人は、本契約の履行に伴い生じた損害について、西日本監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、40百万円又は西日本監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度額としています。

リスク管理については、当社のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部長が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織については、平成25年6月27日現在4名の監査役（内社外監査役2名）が監督・監査業務を行うとともに、内部監査室（3名、内2名は兼任）が業務の効率性及び法令・規定等遵守状況などを監査し、その監査結果を監査役に報告しています。また、内部監査室のほか、総務人事部、経理部等のスタッフも適時監査業務を補助しています。内部監査室及び当該内部監査スタッフ、監査役、会計監査人は、相互に連絡、調整を行いながら相互連携し監査を行い、定期的に、また必要に応じて随時情報交換及び意見交換を行っています。

なお、社外監査役秦清氏は弁護士資格を、社外監査役三輪洋二氏は税理士資格をそれぞれ有しています。

③ 会計監査の状況

当社は、西日本監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しています。

業務を執行した公認会計士の氏名

金本 善行、梶田 滋

なお、継続監査年数については、両名とも7年以内のため記載を省略しています。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、その他 8名

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は、独立性に関する基準又は方針を定めていません。社外監査役を2名選任していますが、当該社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係については、記載すべき事項はありません。

また、当社は、当該社外監査役が、社外役員としての独立性並びに弁護士や税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、独立的な観点、専門的な観点から客観的な監査ができ、監査体制の強化を図ることができているものと考えています。

なお、当社は、社外取締役を選任していませんが、役員会（取締役、監査役、執行役員、参与で構成）、経営統括会議（関係取締役、関係執行役員、関係参与、その他幹部社員で構成）を設置しており、取締役各自が自由・独立の立場から経営に参画し、活発な意見交換を行いながらの相互業務監督、監査役による業務監督に加え、これらの会議体による客観的な業務執行の監督がなされています。加えて4名の監査役の内2名が社外監査役であり、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能する体制が整っています。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金等	
取締役	185	154	8	—	22	8
監査役 (社外監査役を除く。)	11	10	—	—	0	3
社外役員	7	7	—	—	0	4

(注) 1. 株主総会で承認を受けた報酬額は、平成18年6月29日定時株主総会決議により取締役の報酬額を年額300百万円以内とし、監査役の報酬額を年額40百万円以内とされています。また、当該取締役の報酬とは別枠で、当社取締役に対するストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬額を年額500百万円以内とされています。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役4名の使用人給与及び賞与41百万円を支給しています。

3. 上記の退職慰労金等には、役員退職慰労引当金の当事業年度における引当金額、取締役7名22百万円、監査役2名0百万円、社外監査役2名0百万円を記載しています。

ロ. 役員報酬等の総額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬は、平成18年6月29日催の第54回定時株主総会で決議された取締役300百万円（年額）、監査役40百万円（年額）を上限として取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により決定しています。

なお、取締役については上記とは別に、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会において決議された500百万円（年額）以内でストック・オプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等を取締役会で決定しています。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
37銘柄 1,669百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友林業(株)	489,000	365	企業間取引の強化
すてきナイスグループ(株)	1,031,000	265	企業間取引の強化
大和ハウス工業(株)	220,000	240	企業間取引の強化
(株)F & A アクアホールディングス	173,700	139	株式の安定化

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
凸版印刷(株)	106,000	68	企業間取引の強化
OCHIホールディングス(株)	28,680	24	企業間取引の強化
JKホールディングス(株)	59,990	23	企業間取引の強化
(株)山口フィナンシャルグループ	28,050	21	企業間取引の強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	6,700	18	企業間取引の強化
(株)太平製作所	80,000	15	企業間取引の強化
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	6,300	10	企業間取引の強化
兼房(株)	15,800	8	企業間取引の強化
ジュテックホールディングス(株)	19,000	6	企業間取引の強化
スターツコーポレーション(株)	15,000	6	企業間取引の強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	47,360	6	企業間取引の強化
第一生命保険(株)	55	6	企業間取引の強化
(株)エムジーホーム	24	1	企業間取引の強化
(株)広島銀行	5,000	1	企業間取引の強化
東洋証券(株)	6,000	1	企業間取引の強化
(株)土屋ホールディングス	5,000	0	企業間取引の強化
菊水化学工業(株)	2,000	0	企業間取引の強化
大建工業(株)	1,000	0	業界動向の情報収集

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)広島銀行	878,000	331	株式信託に係る議決権帰属
(株)サンヨーハウジング名古屋	480	36	株式信託に係る議決権帰属
(株)みずほフィナンシャルグループ	248,000	33	株式信託に係る議決権帰属
(株)東京海上ホールディングス	5,418	12	株式信託に係る議決権帰属

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友林業(株)	489,000	496	企業間取引の強化
大和ハウス工業(株)	220,000	400	企業間取引の強化
すてきナイスグループ(株)	1,031,000	252	企業間取引の強化
(株)F&Aアクアホールディングス	173,700	224	株式の安定化
凸版印刷(株)	106,000	71	企業間取引の強化
JKホールディングス(株)	59,990	35	企業間取引の強化
OCHIホールディングス(株)	43,020	30	企業間取引の強化
(株)山口フィナンシャルグループ	28,050	26	企業間取引の強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	6,700	25	企業間取引の強化
スターツコーポレーション(株)	15,000	13	企業間取引の強化

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株)	6,300	13	企業間取引の強化
ジューテックホールディングス(株)	19,000	12	企業間取引の強化
(株)太平製作所	80,000	9	企業間取引の強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	47,360	9	企業間取引の強化
兼房(株)	15,800	9	企業間取引の強化
第一生命保険(株)	55	6	企業間取引の強化
東洋証券(株)	6,000	2	企業間取引の強化
(株)広島銀行	5,000	2	企業間取引の強化
(株)エムジーホーム	24	2	企業間取引の強化
(株)土屋ホールディングス	5,000	1	企業間取引の強化
菊水化学工業(株)	2,000	0	企業間取引の強化
大建工業(株)	1,000	0	業界動向の情報収集

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)広島銀行	878,000	403	株式信託に係る議決権帰属
(株)サンヨーハウジング名古屋	48,000	65	株式信託に係る議決権帰属
(株)みずほフィナンシャルグループ	248,000	49	株式信託に係る議決権帰属
(株)東京海上ホールディングス	5,418	14	株式信託に係る議決権帰属

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数及び選任の決議要件

当社の定款において、取締役の定数について、その員数を7名以内としています。また同じく定款において、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の5分の3以上の決議をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定めています。

⑧ その他当社定款規定について

イ. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含みます。）及び監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めています。

ハ. 中間配当

当社は株主への機動的な利益の還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者及び信託の受託者に対し、会社法第454条第5項による中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	34	—	36	—
連結子会社	—	—	—	—
計	34	—	36	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する監査報酬を決定するにあたり、会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、西日本監査法人により監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しています。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,835	6,404
受取手形及び売掛金	※4 8,355	※4 8,175
商品及び製品	5,219	6,202
仕掛品	2,314	2,207
原材料及び貯蔵品	7,649	6,838
繰延税金資産	426	265
為替予約	—	2,238
その他	682	526
貸倒引当金	△20	△12
流動資産合計	29,462	32,845
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1, ※2 9,246	※1, ※2 9,256
機械装置及び運搬具（純額）	※1 8,160	※1 8,060
土地	※2 11,067	※2 11,305
建設仮勘定	508	778
立木	※2 20,816	※2 16,497
その他（純額）	※1 1,560	※1 1,496
有形固定資産合計	51,359	47,395
無形固定資産	584	424
投資その他の資産		
投資有価証券	1,395	1,830
繰延税金資産	719	546
美術品	8,645	8,596
その他	※2 2,256	※2 2,183
貸倒引当金	△79	△80
投資その他の資産合計	12,937	13,077
固定資産合計	64,880	60,897
資産合計	94,343	93,743

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,261	4,738
短期借入金	※2, ※5 19,350	※2, ※5 26,690
1年内償還予定の社債	3,000	—
未払法人税等	438	490
未払消費税等	200	284
賞与引当金	367	361
為替予約	877	—
その他	2,699	2,823
流動負債合計	32,194	35,388
固定負債		
社債	—	3,300
長期借入金	※2, ※5 27,022	※2, ※5 10,448
繰延税金負債	2,034	2,930
退職給付引当金	849	958
役員退職慰労引当金	395	313
その他	620	490
固定負債合計	30,922	18,440
負債合計	63,116	53,829
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,815	7,815
利益剰余金	16,965	19,359
自己株式	△2,131	△2,131
株主資本合計	29,974	32,367
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△105	184
繰延ヘッジ損益	△1,071	654
為替換算調整勘定	1,060	4,261
その他の包括利益累計額合計	△116	5,100
新株予約権	229	239
少数株主持分	1,139	2,206
純資産合計	31,226	39,914
負債純資産合計	94,343	93,743

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
売上高		64,801		64,020
売上原価	※10	43,424	※10	42,707
売上総利益		21,376		21,313
販売費及び一般管理費	※1, ※2, ※10	17,980	※1, ※2, ※10	18,071
営業利益		3,396		3,242
営業外収益				
受取利息		28		29
受取配当金		28		31
仕入割引		41		40
受取賃貸料		149		157
その他		308		216
営業外収益合計		556		474
営業外費用				
支払利息		881		781
売上割引		476		471
社債発行費		—		95
為替差損		278		115
その他		337		254
営業外費用合計		1,974		1,718
経常利益		1,979		1,998
特別利益				
固定資産売却益	※3	21	※3	10
子会社株式売却益		526		978
為替差益	※4	1,759	※4	1,129
その他	※5	6	※5	8
特別利益合計		2,313		2,127
特別損失				
固定資産売却損	※6	15	※6	14
固定資産除却損	※7	17	※7	11
減損損失	※8	273	※8	347
投資有価証券評価損		21		—
事業再編損		110		—
為替予約解約損		—		269
その他	※9	35	※9	26
特別損失合計		474		669
税金等調整前当期純利益		3,818		3,455
法人税、住民税及び事業税		457		524
法人税等調整額		721		△116
法人税等合計		1,179		407
少数株主損益調整前当期純利益		2,639		3,048
少数株主利益		228		304
当期純利益		2,411		2,743

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	2,639	3,048
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	50	290
繰延ヘッジ損益	1,008	1,992
為替換算調整勘定	1,722	3,697
その他の包括利益合計	* 2,781	* 5,980
包括利益	5,421	9,028
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,891	7,961
少数株主に係る包括利益	529	1,067

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,324	7,324
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	7,324	7,324
資本剰余金		
当期首残高	7,816	7,815
当期変動額		
連結子会社の株式交換端数処理による減少	△1	—
当期変動額合計	△1	—
当期末残高	7,815	7,815
利益剰余金		
当期首残高	14,904	16,965
当期変動額		
剰余金の配当	△350	△349
当期純利益	2,411	2,743
中国会計基準による減少高	△0	—
当期変動額合計	2,060	2,393
当期末残高	16,965	19,359
自己株式		
当期首残高	△2,130	△2,131
当期変動額		
自己株式の取得	△1	△0
当期変動額合計	△1	△0
当期末残高	△2,131	△2,131
株主資本合計		
当期首残高	27,915	29,974
当期変動額		
剰余金の配当	△350	△349
当期純利益	2,411	2,743
連結子会社の株式交換端数処理による減少	△1	—
自己株式の取得	△1	△0
中国会計基準による減少高	△0	—
当期変動額合計	2,058	2,393
当期末残高	29,974	32,367
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△155	△105
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50	289
当期変動額合計	50	289
当期末残高	△105	184

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△1,932	△1,071
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	860	1,726
当期変動額合計	860	1,726
当期末残高	△1,071	654
為替換算調整勘定		
当期首残高	△509	1,060
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,569	3,201
当期変動額合計	1,569	3,201
当期末残高	1,060	4,261
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,597	△116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,480	5,217
当期変動額合計	2,480	5,217
当期末残高	△116	5,100
新株予約権		
当期首残高	217	229
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	11	9
当期変動額合計	11	9
当期末残高	229	239
少数株主持分		
当期首残高	609	1,139
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	529	1,067
当期変動額合計	529	1,067
当期末残高	1,139	2,206
純資産合計		
当期首残高	26,146	31,226
当期変動額		
剰余金の配当	△350	△349
当期純利益	2,411	2,743
連結子会社の株式交換端数処理による減少	△1	—
自己株式の取得	△1	△0
中国会計基準による減少高	△0	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,021	6,294
当期変動額合計	5,080	8,687
当期末残高	31,226	39,914

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,818	3,455
減価償却費	3,657	3,892
減損損失	273	347
固定資産除売却損益 (△は益)	10	13
子会社株式売却損益 (△は益)	△526	△978
事業再編損失	110	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1	△7
投資有価証券評価損益 (△は益)	21	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4	△7
受取利息及び受取配当金	△57	△60
支払利息	881	781
社債発行費	—	95
為替差損益 (△は益)	△1,637	△1,233
為替予約解約損	—	269
売上債権の増減額 (△は増加)	△131	614
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,476	575
仕入債務の増減額 (△は減少)	△318	△813
その他	556	318
小計	5,186	7,263
利息及び配当金の受領額	57	60
利息の支払額	△976	△870
為替予約解約損の支払額	—	△269
役員退職慰労金の支払額	△5	△86
事業再編による支出	△110	—
法人税等の支払額	△167	△442
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,983	5,655
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,302	△2,701
有形固定資産の売却による収入	227	25
投資有価証券の取得による支出	△2	△2
投資有価証券の売却による収入	10	12
定期預金の預入による支出	△27	△1
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,988	※2 9,593
その他	△105	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	△211	7,027

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△4,880	591
長期借入れによる収入	12,892	7,780
長期借入金の返済による支出	△7,375	△19,503
社債の発行による収入	—	3,204
社債の償還による支出	△6,000	△3,000
自己株式の取得による支出	△1	△0
配当金の支払額	△356	△349
その他	△107	△97
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,828	△11,374
現金及び現金同等物に係る換算差額	△81	256
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,138	1,563
現金及び現金同等物の期首残高	6,946	4,807
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,807	※1 6,371

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

連結子会社の数 13社

Juken New Zealand Ltd.

住建（上海）有限公司

株式会社ウッドジョイ

Juken Sangyo (Phils.) Corp.

沃達王木業（上海）有限公司

沃達王國際有限公司

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

株式会社ベルキッチン

株式会社東海ベルキッチン

株式会社ソーキー

株式会社ベルキッチントランス

上海倍楽厨業有限公司

Belkitchen Malaysia Sdn. Bhd.

当連結会計年度において、当社は株式会社中国住建を吸収合併しました。さらに、連結子会社が保有するJuken NZ Northern Plantations Ltd.の全株式譲渡を行いました。この結果、2社を連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、住建（上海）有限公司、沃達王木業（上海）有限公司及び上海倍楽厨業有限公司の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっています。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっています。

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法によっています。

③ たな卸資産

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっています。

(住宅建材)

商品・製品・仕掛品・原材料（主要材料）は、主として移動平均法によっています。

原材料（補助材料）・貯蔵品は、最終仕入原価法によっています。

(住宅設備機器)

商品・製品・仕掛品・原材料は、総平均法によっています。

貯蔵品は、最終仕入原価法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産については、主として定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、主として定額法を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法によっています。なお、耐用年数について当社及び国内連結子会社は、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっていますが、海外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく方法によっています。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
 社債発行費
 支出時に全額費用処理しています。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金
 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当連結会計年度に属する要支給見込額の全額を計上しています。
- ③ 役員賞与引当金
 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しています。
 なお、当連結会計年度においては計上していません。
- ④ 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるものであって、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理しています。また数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しています。
- ⑥ 環境対策引当金
 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
 原則として繰延ヘッジ処理によっています。
 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理をしています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としています。
- ③ ヘッジ方針
 内部規程に基づき為替変動リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針です。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっています。
 なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。
- (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- ① 立木勘定の金額には、連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額（当連結会計年度は240百万円「3百万ニュージーランドドル」、前連結会計年度は320百万円「4百万ニュージーランドドル」）を含めています。
- ② 消費税等の会計処理
 税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。これによる当連結会計年度の損益への影響は軽微です。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

1. 概要

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改正されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

2. 適用予定日

平成26年3月期の年度末に係る連結財務諸表から適用します。ただし、退職給付見込額の期間帰属方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「退職給付に関する会計基準」等の適用により、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼす見込みです。連結貸借対照表においては、主として数理計算上の差異を発生時に認識するため純資産が変動する見込みですが、影響額については現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	68,196百万円	73,400百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
建物及び構築物	3,853百万円	3,607百万円
土地	9,023	9,219
立木	13,355	16,041
その他(投資その他の資産)	5	5
計	26,237	28,874

担保付債務は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
短期借入金	13,837百万円	20,355百万円
長期借入金	21,752	6,434
計	35,589	26,789

3 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
受取手形割引高	1,146百万円	1,127百万円

※4 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしています。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれています。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
受取手形	27百万円	9百万円

※5 財務制限条項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
--	-------------------------	-------------------------

借入金のうち平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額12,000百万円、平成24年3月31日現在借入金残高10,500百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成24年3月31日現在借入はありません)において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	12,000百万円
借入実行総額	12,000
借入未実行残高	—

借入金のうち平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額12,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高9,900百万円)において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	12,000百万円
借入実行総額	12,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度
(平成24年3月31日)

当連結会計年度
(平成25年3月31日)

コミットメントライン

契約総額	2,000百万円
借入実行総額	—
借入未実行残高	2,000

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額2,000百万円、平成25年3月31日現在借入はありません）において財務制限条項が付されており、平成24年9月25日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	2,000百万円
借入実行総額	—
借入未実行残高	2,000

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成22年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成24年3月31日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

平成24年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度
(平成24年3月31日)

当連結会計年度
(平成25年3月31日)

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額7,000百万円、平成24年3月31日現在借入金残高7,000百万円）において財務制限条項を付しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	7,000百万円
借入実行総額	7,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成24年3月31日現在借入金残高2,850百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成24年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額7,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高7,000百万円）において財務制限条項を付しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	7,000百万円
借入実行総額	7,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高2,550百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度
(平成24年3月31日)

当連結会計年度
(平成25年3月31日)

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
運送費	4,789百万円	4,734百万円
広告宣伝費	978	928
給料手当	3,984	3,948
賞与引当金繰入額	206	195
役員退職慰労引当金繰入額	28	28
退職給付費用	238	234
賃借料	1,217	1,185

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	239百万円	264百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	－百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	7	6
その他(工具、器具及び備品)	14	3
計	21	10

※4 為替差益

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
Juken New Zealand Ltd.の外貨借入金の期末換算等から生じた為替差益や未決済為替予約から生じた為替差益は、著しい相場変動により発生したため特別利益として計上しています。		Juken New Zealand Ltd.の外貨借入金の期末換算等から生じた為替差益や未決済為替予約から生じた為替差益は、著しい相場変動により発生したため特別利益として計上しています。

※5 その他の特別利益の主な内訳

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
投資有価証券売却益	0百万円	7百万円
保険差益	4	－

※6 固定資産売却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	2百万円
機械装置及び運搬具	14	5
その他(工具、器具及び備品)	0	0
美術品	－	6
計	15	14

※7 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	1百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	5	3
建設仮勘定	1	—
その他（工具、器具及び備品）	9	7
計	17	11

※8 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
本社 広島県廿日市市	生産設備他	機械装置及び運搬具/美術品/その他	76
愛知県豊橋市	生産設備	機械装置及び運搬具	0
愛知県蒲郡市	生産設備	建物及び構築物/機械装置及び運搬具	14
ニュージーランド	生産設備	機械装置及び運搬具	182
計			273

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしています。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしています。この遊休資産に関して回収可能価額は、原則として取得価額の5%を正味売却価額として、帳簿価額を正味売却価額まで減額しています。

美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額しています。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
本社 広島県廿日市市	生産設備他	機械装置及び運搬具/美術品/その他	39
愛知県豊橋市	生産設備	機械装置及び運搬具	1
愛知県蒲郡市	生産設備	機械装置及び運搬具	0
岐阜県瑞浪市	生産設備	機械装置及び運搬具	1
ニュージーランド	生産設備	建物及び構築物/機械装置及び運搬具/その他	305
計			347

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしています。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしています。この遊休資産に関して回収可能価額は、原則として取得価額の5%を正味売却価額として、帳簿価額を正味売却価額まで減額しています。

美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額しています。

※9 その他の特別損失の主な内訳

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
災害に伴う損害費用	0	21
賃貸借契約解約損	16	1
リコール損失	5	0
役員退職慰労金等	9	2

※10 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上原価	240百万円	△30百万円
販売費及び一般管理費	20	7

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	81百万円	447百万円
組替調整額	18	—
税効果調整前	100	447
税効果額	△50	△157
その他有価証券評価差額金	50	290
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	1,338	2,814
組替調整額	80	—
税効果調整前	1,418	2,814
税効果額	△410	△821
繰延ヘッジ損益	1,008	1,992
為替換算調整勘定：		
当期発生額	984	3,697
組替調整額	738	—
為替換算調整勘定	1,722	3,697
その他の包括利益合計	2,781	5,980

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	49,209	—	—	49,209

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	2,541	3	—	2,544

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 3千株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第二回信託型新株予約権	普通株式	110,000	—	110,000	—	—
	第三回信託型新株予約権	普通株式	—	110,000	—	110,000	—
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	117
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	64
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	19
	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	15
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	8
	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4
合計			110,000	110,000	110,000	110,000	229

(注) 1. 第三回信託型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行しています。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していません。

2. 平成22年及び平成23年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 第二回信託型新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の消却によるものです。

4. 第三回信託型新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものです。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	175	3.75	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	175	3.75	平成23年9月30日	平成23年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174	3.75	平成24年3月31日	平成24年6月28日

当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (千株)	49,209	—	—	49,209

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (千株)	2,544	1	—	2,546

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第三回信託型新株予約権	普通株式	110,000	—	—	110,000	—
	平成18年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	117
	平成19年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	64
	平成20年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	19
	平成21年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	15
	平成22年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	9
	平成23年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	9
	平成24年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	2
合計			110,000	—	—	110,000	239

(注) 1. 第三回信託型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行しています。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していません。

2. 平成23年及び平成24年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	174	3.75	平成24年3月31日	平成24年6月28日
平成24年11月2日 取締役会	普通株式	174	3.75	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174	3.75	平成25年3月31日	平成25年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	4,835百万円	6,404百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	△27	△32
現金及び現金同等物	4,807	6,371

※2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却によりJuken NZ Northern Plantations Ltd. が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びにJuken NZ Northern Plantations Ltd. 株式の売却価額と売却による収入は次のとおりです。

流動資産	17百万円
固定資産	8,610
流動負債	△1
固定負債	△132
その他	121
関係会社株式売却益	978
子会社株式の売却価額	9,593
子会社の現金及び現金同等物	—
差引：子会社株式の売却による収入	9,593

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

主として、フォークリフト (機械装置及び運搬具)、コンピュータ関係設備 (その他「工具、器具及び備品」) です。

②無形固定資産

ソフトウェアです。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
その他 (工具、器具及び備品)	21	18	—	3
合計	21	18	—	3

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成25年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
その他 (工具、器具及び備品)	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

② 未経過リース料期末残高相当額等

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	3百万円	—百万円
1年超	—	—
合計	3	—
リース資産減損勘定期末残高	—	—

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
支払リース料	12百万円	3百万円
リース資産減損勘定の取崩額	2	—
減価償却費相当額	9	3

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	123百万円	144百万円
1年超	186	314
合計	309	458

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰り計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。長期性の高い資金は、長期借入金及び社債として銀行や社債市場より調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されていますが、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資や長期性資産に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であり、金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(4)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信稟議規程に従い、営業債権について、営業部門における営業推進部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の与信稟議規程に準じて、同様の管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

②市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、状況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、「社内管理規程」に従い、経理部が執行及び管理を行っています。為替予約等の締結は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,835	4,835	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,355	8,355	—
(3) 投資有価証券	1,366	1,366	—
資産計	14,557	14,557	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,261	5,261	—
(2) 短期借入金	19,350	19,350	—
(3) 1年内償還予定の社債	3,000	3,000	—
(4) 長期借入金	27,022	27,016	△6
負債計	54,635	54,628	△6
デリバティブ取引(*)			
①ヘッジ会計が適用されてい ないもの	(1,077)	(1,077)	—
②ヘッジ会計が適用されてい るもの	200	200	—
デリバティブ取引計	(877)	(877)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示して、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,404	6,404	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,175	8,175	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,815	1,815	—
資産計	16,395	16,395	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,738	4,738	—
(2) 短期借入金	26,690	26,690	—
(3) 社債	3,300	3,329	29
(4) 長期借入金	10,448	10,450	1
負債計	45,177	45,208	31
デリバティブ取引(*)			
①ヘッジ会計が適用されてい ないもの	(61)	(61)	—
②ヘッジ会計が適用されてい るもの	2,299	2,299	—
デリバティブ取引計	2,238	2,238	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示して、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 社債、(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	29	24

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	4,835	—
受取手形及び売掛金	8,355	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期 があるもの		
(1) 債券 (社債)	—	10
(2) その他	—	—
合計	13,190	10

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	6,404	—
受取手形及び売掛金	8,175	—
有価証券及び投資有価証券		
その他有価証券のうち満期 があるもの		
(1) 債券 (社債)	10	—
(2) その他	—	—
合計	14,589	—

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	10,586	—	—	—	—	—
社債	3,000	—	—	—	—	—
長期借入金	8,764	19,890	3,624	2,545	961	—
リース債務	94	91	46	1	0	—
合計	22,445	19,982	3,671	2,546	961	—

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,794	—	—	—	—	—
社債	—	—	300	—	3,000	—
長期借入金	17,895	6,271	2,406	1,196	462	111
リース債務	96	51	6	5	1	—
合計	26,786	6,322	2,712	1,201	3,464	111

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	430	359	71
	その他	—	—	—
	小計	430	359	71
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	925	1,180	△254
	社債	10	10	—
	その他	—	—	—
	小計	935	1,190	△254
合計		1,366	1,549	△182

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

また、非上場株式 (連結貸借対照表計上額 29百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	972	648	323
	その他	—	—	—
	小計	972	648	323
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	833	892	△58
	社債	10	10	—
	その他	—	—	—
	小計	843	902	△58
合計		1,815	1,551	264

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

また、非上場株式 (連結貸借対照表計上額 24百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	10	2	0
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	10	2	0

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	12	7	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	12	7	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当連結会計年度において、投資有価証券評価損として減損処理（21百万円）を行っています。

なお、当該株式の減損にあたっては、直近の財務諸表における1株当たり純資産が1株当たり取得原価に比べ50%以上下落した場合には、出資後の経過年数等を勘案し、また当該会社の財政状態の回復可能性等を考慮の上、減損処理を行っています。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (平成24年 3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引等 買建 USD買・日本円売	794	609	△679	△679
	売建 日本円売・NZD買	6,428	5,266	△397	△397
	合計	7,223	5,875	△1,077	△1,077

(注) 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

当連結会計年度 (平成25年 3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引等 買建 USD買・日本円売	293	187	△61	△61
	合計	293	187	△61	△61

(注) 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (平成24年 3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 日本円売・NZD買	売掛金	11,058	6,634	631
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 USD買・日本円売	買掛金	2,444	1,492	△430
	合計		13,502	8,127	200

(注) 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 日本円売・NZD買	売掛金	11,901	6,315	2,384
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 USD買・日本円売	買掛金	1,814	863	△84
合計			13,715	7,178	2,299

(注) 1 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

- 2 前連結会計年度の海外連結子会社の一部のデリバティブ取引において、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなった為、ヘッジ会計の中止として処理しています。その際、ヘッジ会計を中止した時点まで繰り延べていたヘッジ手段に係る損益は、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり各期の損益に配分しています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内子会社は適格退職年金制度の全部について、平成19年4月より、確定拠出年金制度に移行しました。一部の在外子会社は、現地国の法律に基づく確定給付型制度があります。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
イ 退職給付債務	△1,439百万円	△1,472百万円
ロ 年金資産 (退職給付信託を含む)	454	580
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△985	△891
ニ 未認識数理計算上の差異	135	△66
ホ 退職給付引当金 (ハ+ニ)	△849	△958

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しています。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
イ 勤務費用	87百万円	87百万円
ロ 利息費用	27	29
ハ 期待運用収益	—	—
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	106	95
ホ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ)	222	211
ヘ 確定拠出年金制度への掛金拠出額	142	118
計 (ホ+ヘ)	364	330

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しています。

4. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

ロ 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2% (但し、在外子会社においては7.39%)	2% (但し、在外子会社においては4.05%)

ハ 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
0%	0%

ニ 過去勤務債務の処理年数
当期一括処理

ホ 数理計算上の差異の処理年数

5年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。)

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	11	9

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員5名	当社取締役9名、当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 185,000株	普通株式 500,000株
付与日	平成16年6月29日	平成17年7月1日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成16年6月29日から平成18年6月30日まで	平成17年7月1日から平成19年6月30日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成25年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成19年7月1日から平成26年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、当社執行役員5名	当社取締役9名、当社執行役員7名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 500,000株	普通株式 395,000株
付与日	平成18年7月31日	平成19年12月27日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成18年7月31日から平成20年6月30日まで	平成19年12月27日から平成21年12月27日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成21年12月28日から平成28年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員8名	当社取締役9名、当社執行役員7名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 300,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成21年5月14日	平成21年7月21日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成21年5月14日から平成23年5月14日まで	平成21年7月21日から平成23年7月21日まで
権利行使期間	平成23年5月15日から平成29年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成23年7月22日から平成30年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、当社執行役員7名	当社取締役7名、当社執行役員8名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成22年7月27日	平成23年7月27日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成22年7月27日から平成24年7月27日まで	平成23年7月27日から平成25年7月27日まで
権利行使期間	平成24年7月28日から平成31年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	平成25年7月28日から平成32年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、当社執行役員6名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 100,000株
付与日	平成24年7月27日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	平成24年7月27日から平成26年7月27日まで
権利行使期間	平成26年7月28日から平成33年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

（注）株式数に換算して記載しています。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

①ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オ プション	平成16年 ストック・オ プション	平成17年 ストック・オ プション	平成18年 ストック・オ プション	平成19年 ストック・オ プション
権利確定前					
前連結会計年度末（株）	—	—	—	—	—
付与（株）	—	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—	—
未確定残（株）	—	—	—	—	—
権利確定後					
前連結会計年度末（株）	113,000	125,000	418,000	500,000	395,000
権利確定（株）	—	—	—	—	—
権利行使（株）	—	—	—	—	—
失効（株）	113,000	—	—	—	—
未行使残（株）	—	125,000	418,000	500,000	395,000

	平成20年 ストック・オ プション	平成21年 ストック・オ プション	平成22年 ストック・オ プション	平成23年 ストック・オ プション	平成24年 ストック・オ プション
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	—	—	100,000	100,000	—
付与(株)	—	—	—	—	100,000
失効(株)	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	100,000	—	—
未確定残(株)	—	—	—	100,000	100,000
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	300,000	300,000	—	—	—
権利確定(株)	—	—	100,000	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—
未行使残(株)	300,000	300,000	100,000	—	—

②単価情報

	平成15年 ストック・オ プション	平成16年 ストック・オ プション	平成17年 ストック・オ プション	平成18年 ストック・オ プション	平成19年 ストック・オ プション
権利行使価格(円)	910	1,020	855	843	633
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価 単価(円)	—	—	—	234	164

	平成20年 ストック・オ プション	平成21年 ストック・オ プション	平成22年 ストック・オ プション	平成23年 ストック・オ プション	平成24年 ストック・オ プション
権利行使価格(円)	294	313	315	315	275
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価 単価(円)	66	52	94	112	70

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成24年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成24年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	50.581%/年
予想残存期間(注) 2	5.5年
予想配当(注) 3	7.5円
無リスク利子率(注) 4	0.232%/年

- (注) 1. 5.5年(平成18年12月から平成24年6月)の株価実績に基づき算出しています。
2. 合理的に見積もることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。
3. 平成23年9月中間配当及び平成24年3月期末配当実績によっています。
4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りです。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っていません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	604百万円	641百万円
長期未払退職金	90	56
未払事業税	35	43
賞与引当金	136	134
役員退職慰勞引当金	149	118
減価償却費	205	298
未実現利益	18	14
繰越欠損金	2,292	2,821
その他	1,354	796
繰延税金資産小計	4,887	4,923
評価性引当額	△902	△948
繰延税金資産合計	3,984	3,975
(繰延税金負債)		
固定資産	△4,354	△5,171
圧縮記帳積立金	△83	△83
退職給付信託設定益	△185	△183
その他	△249	△656
繰延税金負債合計	△4,872	△6,093
繰延税金資産の純額	△888	△2,118

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.4%	37.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.8
住民税均等割等	1.8	2.3
評価性引当額の増減	△8.9	△3.9
海外子会社の税率差異	△9.3	△4.3
企業再編に伴う影響額	—	△21.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.9	—
その他	0.2	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.9	11.8

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等（連結子会社の合併）

1. 取引の概要

(1) 当事会社の概要

(存続会社)

商号 株式会社ウッドワン

事業内容 住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売

(消滅会社)

商号 株式会社中国住建

事業内容 木質床板の製造

(2) 企業結合日

平成24年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ウッドワンを存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ウッドワン

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループの業務の効率化、資産の有効活用を目的として当社を存続会社とし、株式会社中国住建を吸収合併したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

事業分離（子会社株式の売却）

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

Juken NZ Northern Plantations Ltd.

(2) 分離した事業の内容

山林の所有・管理

(3) 事業分離を行った理由

当社は、木材資源の長期安定確保を目的として、ニュージーランド北島北部・東部・南部の3地区における植林地の拡大を進め、森林経営を行っております。この度、長期投資となっている山林資産の一部オフバランス化により資産効率を改善させながら、北島東部・南部へ森林経営を集約して経営資源の効率化を図ることを目的として、当社ニュージーランド子会社であるJuken New Zealand Ltd.を通じて保有するニュージーランド北島ノーランド地区の山林資産保有会社、Juken NZ Northern Plantations Ltd.の全株式を、住友商事株式会社の連結子会社であるSummit Forest Management of NZ Ltd.へ譲渡しました。

(4) 事業分離日（株式譲渡日）

平成25年3月20日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

金銭を対価とする株式譲渡契約

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

子会社株式売却益 978百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	17百万円
固定資産	8,610
資産合計	<u>8,627</u>
流動負債	1
固定負債	132
負債合計	<u>134</u>

(3) 会計処理

移転した事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる金銭と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しています。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

当社グループは住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,428百万円
営業利益	76

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）及び当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	床材	造作材	その他建材	住宅設備機器	合計
外部顧客への売上高	11,110	31,778	15,519	6,393	64,801

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	ニュージーランド	その他の地域（注）2	合計
57,921	1,734	5,146	64,801

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

2. その他の地域……オーストラリア、米国、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン共和国、マレーシア等

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ニュージーランド	その他の地域（注）1	合計
16,324	33,031	2,003	51,359

(注) 1. その他の地域……中華人民共和国、フィリピン共和国、マレーシア

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
住友林業㈱	9,605
三井住商建材㈱	9,189

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連する報告セグメントの名称を記載していません。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	床材	造作材	その他建材	住宅設備機器	合計
外部顧客への売上高	10,685	31,328	17,135	4,871	64,020

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	ニュージーランド	その他の地域（注）2	合計
56,160	2,325	5,534	64,020

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

2. その他の地域……オーストラリア、米国、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン共和国、マレーシア等

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ニュージーランド	その他の地域（注）1	合計
15,835	29,626	1,932	47,395

(注) 1. その他の地域……中華人民共和国、フィリピン共和国、マレーシア

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
住友林業㈱	9,520
三井住商建材㈱	9,340

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連する報告セグメントの名称を記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	当社代表取締役中本祐昌及び近親者(所有)直接 100.0	固有製品の仕入及び販売	外壁材の仕入	767	買掛金	55
	株式会社mimozax	広島県廿日市市	0	健康食品の製造及び販売	当社代表取締役中本祐昌(所有)直接 100.0	特許権の売却	なし	—	長期未収入金(注)4	241
役員及びその近親者	財団法人ウッドワン美術館	広島県廿日市市	—	理事長 当社代表取締役 中本祐昌	16.7	—	金銭の回収	30	長期貸付金(注)5	120

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、一般的な市場価格を参考に相互協議の上、決定しています。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっています。

2. 取引金額には消費税等は含まれていません。
3. 期末残高には消費税等を含めています。
4. 当社代表取締役中本祐昌所有の有価証券を担保として受け入れています。
5. 財団法人ウッドワン美術館所有の美術品を担保として受け入れています。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	名称及び氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	なし (注)4	固有製品の仕入及び販売	外壁材の仕入	739	買掛金	76
	株式会社mimozax	広島県廿日市市	0	健康食品の製造及び販売	なし (注)5	特許権の売却	なし	—	長期未収入金(注)6	241
役員及びその近親者	中本祐昌	—	—	公益財団法人ウッドワン美術館理事長 当社代表取締役	(被所有)直接7.1%	—	金銭の回収	30	長期貸付金(1年内含む)(注)7	90

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、一般的な市場価格を参考に相互協議の上、決定しています。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっています。

2. 取引金額には消費税等は含まれていません。
3. 期末残高には消費税等を含めています。
4. 当社代表取締役中本祐昌及び近親者による、中本造林株式会社の議決権の所有割合は100%です。
5. 当社代表取締役中本祐昌による、株式会社mimozaxの議決権の所有割合は100%です。
6. 当社代表取締役中本祐昌所有の有価証券を担保として受け入れています。
7. 公益財団法人ウッドワン美術館所有の美術品を担保として受け入れています。

当社代表取締役中本祐昌が公益財団法人ウッドワン美術館の理事長として行った取引であります。また、当社の社会貢献、当該美術館の活動目的を達成する為に当社所有の美術品を無償貸与しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	639円82銭	802円95銭
1株当たり当期純利益金額	51円68銭	58円80銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成24年3月31日)	当連結会計年度末 (平成25年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計(百万円)	31,226	39,914
普通株式に係る純資産額(百万円)	29,857	37,468
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	229	239
少数株主持分	1,139	2,206
普通株式の発行済株式数(株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	2,544,556	2,546,340
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	46,665,290	46,663,506

(2) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益金額(百万円)	2,411	2,743
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,411	2,743
普通株式の期中平均株式数(株)	46,667,048	46,664,430
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の潜在株式の数 112,351,000株	新株予約権の潜在株式の数 112,338,000株

(重要な後発事象)

当社は、平成25年6月19日付けで、平成25年5月15日に締結した株式会社イズミとの基本合意書に基づき、当社が保有する固定資産(土地)を譲渡する契約を締結しました。

(1) 譲渡の理由

自治体が推進している「市役所を中心とした公共・商業施設を集約する計画」を受け、譲渡先である株式会社イズミが大型ショッピングセンターの進出を決定されています。当社は、上記用地の一部として、下記の固定資産を譲渡し、本社地区にある既存建屋を前提に、生産設備を移管することにより、生産設備の集約化・効率化を図ることができると判断したものです。

(2) 譲渡資産内容及び譲渡予定日

資産の名称及び所在地	現状	譲渡時期
階段工場2課 広島県廿日市市下平良2丁目1317番4 同 1317番5 同 1317番20 土地 6,519.69㎡	工場	平成25年8月30日(予定)
串戸工場1課 広島県廿日市市下平良2丁目1317番13 土地 9,588.63㎡	工場	平成26年9月30日(予定)

(3) 譲渡先の名称

株式会社イズミ

(4) 譲渡の日程

基本合意書の締結 平成25年5月15日
譲渡契約書の締結 平成25年6月19日
物件引渡期日(譲渡時期) 上記(2)に記載のとおりです。

(5) 損益に与える影響

本件固定資産の譲渡が業績に与える影響時期については、階段工場2課が平成26年3月期、串戸工場1課が平成27年3月期となります。現時点において、平成26年3月期の連結当期純利益の増加見込額は概算5億円であり、平成27年3月期の連結当期純利益の増加見込額は概算10億円となります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 ウッドワン	第10回無担保社債 (適格機関投資家限定、 分割譲渡制限特約付)	平成19年 12月14日	2,000 (2,000)	—	2.13	無担保 社債	平成24年 12月14日
株式会社 ウッドワン	第11回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成19年 12月14日	1,000 (1,000)	—	1.82	無担保 社債	平成24年 12月14日
株式会社 ウッドワン	第12回無担保変動利付社債 (株式会社三井住友銀行保証付 および適格機関投資家限定)	平成24年 11月30日	—	300	6ヶ月円 Tibor +保証料 0.975%	無担保 社債	平成27年 11月30日
株式会社 ウッドワン	第13回無担保社債 (適格機関投資家限定、 分割譲渡制限特約付)	平成24年 12月14日	—	2,000	1.21	無担保 社債	平成29年 12月14日
株式会社 ウッドワン	第14回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成24年 12月14日	—	1,000	0.98	無担保 社債	平成29年 12月14日
合計	—	—	3,000 (3,000)	3,300	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額です。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	300	—	3,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,586	8,794	1.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	8,764	17,895	2.1	—
1年以内に返済予定のリース債務	94	96	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	27,022	10,448	2.6	平成26年4月 ～32年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	139	64	—	平成26年4月 ～29年10月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	46,607	37,299	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していません。

3. 上記の金融機関からの借入金の一部については、財務制限条項が付されており、その内容は、注記事項(連結貸借対照表関係)に記載のとおりです。

4. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除きます。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6,201	2,336	1,126	392
リース債務	51	6	5	1

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	14,395	30,356	47,496	64,020
税金等調整前四半期純利益金額又は 税金等調整前四半期純損失金額 (△)(百万円)	△178	289	1,707	3,455
四半期純利益金額又は四半期純損失 金額(△)(百万円)	△77	260	1,124	2,743
1株当たり四半期純利益金額又は四 半期純損失金額(△)(円)	△1.67	5.58	24.09	58.80

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は四 半期純損失金額(△)(円)	△1.67	7.25	18.51	34.71

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,213	3,064
受取手形	※7 53	※7 44
売掛金	※5 6,674	※5 6,569
商品及び製品	3,844	3,976
仕掛品	1,089	940
原材料及び貯蔵品	4,199	3,561
前払費用	63	63
繰延税金資産	407	245
短期貸付金	※5 1,280	※5 1,130
未収入金	※5 294	※5 272
その他	※5 582	※5 590
貸倒引当金	△15	△11
流動資産合計	20,687	20,448
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1, ※2 4,265	※1, ※2 4,005
構築物（純額）	※1 144	※1 128
機械及び装置（純額）	※1 1,069	※1 878
車両運搬具（純額）	※1 1	※1 0
工具、器具及び備品（純額）	※1 1,236	※1 1,179
土地	※2 7,954	※2 8,049
リース資産（純額）	※1 122	※1 93
建設仮勘定	32	105
有形固定資産合計	14,827	14,441
無形固定資産		
ソフトウェア	319	266
電話加入権	31	31
電信電話専用施設利用権	0	0
リース資産	100	60
無形固定資産合計	452	359

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,270	1,669
関係会社株式	20,650	20,577
出資金	※2 9	※2 10
関係会社出資金	25	8
長期貸付金	120	60
従業員に対する長期貸付金	8	5
破産更生債権等	21	21
長期前払費用	83	56
繰延税金資産	714	538
投資不動産	※3 97	※3 97
美術品	8,645	8,596
その他	884	842
貸倒引当金	△51	△52
投資その他の資産合計	32,480	32,432
固定資産合計	47,760	47,232
資産合計	68,448	67,681
負債の部		
流動負債		
支払手形	348	308
買掛金	※5 3,192	※5 2,968
短期借入金	※2, ※8 7,300	※2, ※8 7,000
1年内返済予定の長期借入金	※2, ※8 4,088	※2, ※8 14,941
1年内償還予定の社債	3,000	—
リース債務	94	96
未払金	※5 1,452	※5 1,516
未払費用	281	285
未払法人税等	416	476
未払事業所税	31	31
預り金	193	198
賞与引当金	327	323
為替予約	1,110	146
その他	99	235
流動負債合計	21,938	28,529
固定負債		
社債	—	3,300
長期借入金	※2, ※8 15,405	※2, ※8 3,833
リース債務	139	64
退職給付引当金	837	942
役員退職慰労引当金	395	313
環境対策引当金	13	13
資産除去債務	19	19
その他	389	304
固定負債合計	17,200	8,791
負債合計	39,138	37,321

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金		
資本準備金	7,815	7,815
資本剰余金合計	7,815	7,815
利益剰余金		
利益準備金	836	836
その他利益剰余金		
別途積立金	15,130	15,130
土地圧縮積立金	152	152
繰越利益剰余金	361	919
利益剰余金合計	16,480	17,038
自己株式	△2,131	△2,131
株主資本合計	29,489	30,047
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△140	126
繰延ヘッジ損益	△268	△52
評価・換算差額等合計	△409	73
新株予約権	229	239
純資産合計	29,309	30,359
負債純資産合計	68,448	67,681

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高		
製品売上高	57,017	55,350
原材料売上高	462	361
売上高合計	57,479	55,711
売上原価		
製品期首たな卸高	3,493	3,844
当期製品仕入高	※11 14,592	※11 12,777
当期製品製造原価	※11 27,695	※11 27,057
合計	45,781	43,680
他勘定振替高	※1 439	※1 377
製品期末たな卸高	3,844	3,976
製品売上原価	※12 41,497	※12 39,325
売上総利益	15,982	16,386
販売費及び一般管理費	※2, ※3, ※12 14,247	※2, ※3, ※12 14,237
営業利益	1,734	2,148
営業外収益		
受取利息	※11 65	※11 34
受取配当金	※11 69	27
仕入割引	54	51
受取賃貸料	131	137
その他	189	157
営業外収益合計	510	408
営業外費用		
支払利息	480	488
社債利息	162	54
社債発行費	—	95
売上割引	468	463
為替差損	197	139
シンジケートローン手数料	187	126
その他	97	47
営業外費用合計	1,594	1,414
経常利益	650	1,142
特別利益		
固定資産売却益	※4 15	※4 4
為替差益	※5 329	※5 618
その他	※6 5	※6 35
特別利益合計	350	658
特別損失		
固定資産売却損	※7 2	※7 6
固定資産除却損	※8 15	※8 10
減損損失	※9 90	※9 40
投資有価証券評価損	19	—
為替予約解約損	—	269
その他	※10 28	※10 21
特別損失合計	157	349
税引前当期純利益	843	1,451
法人税、住民税及び事業税	398	481

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
法人税等調整額	126	61
法人税等合計	525	542
当期純利益	318	908

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 原材料費		20,627	75.2	20,462	76.0
II 労務費	※1	3,388	12.4	3,251	12.1
III 経費	※2	3,397	12.4	3,194	11.9
当期総製造費用		27,413	100	26,908	100
期首仕掛品たな卸高		1,371		1,089	
合計		28,784		27,997	
期末仕掛品たな卸高		1,089		940	
当期製品製造原価		27,695		27,057	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別工程別等級別総合原価計算法によるものです。

(注) ※1. このうちには以下の金額を含んでいます。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
賞与引当金繰入額	134	130
退職給付費用	112	107

※2. 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
外注工賃	590	576
減価償却費	621	472
修繕費	421	440
賃借料	190	216
電力料	163	142
消耗品費	534	503
租税公課	139	126

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,324	7,324
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	7,324	7,324
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	7,815	7,815
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	7,815	7,815
資本剰余金合計		
当期首残高	7,815	7,815
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	7,815	7,815
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	836	836
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	836	836
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	15,130	15,130
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,130	15,130
土地圧縮積立金		
当期首残高	140	152
当期変動額		
土地圧縮積立金の積立	11	—
当期変動額合計	11	—
当期末残高	152	152
繰越利益剰余金		
当期首残高	405	361
当期変動額		
土地圧縮積立金の積立	△11	—
剰余金の配当	△350	△349
当期純利益	318	908
当期変動額合計	△43	558
当期末残高	361	919

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	16,512	16,480
当期変動額		
剰余金の配当	△350	△349
当期純利益	318	908
当期変動額合計	△32	558
当期末残高	16,480	17,038
自己株式		
当期首残高	△2,130	△2,131
当期変動額		
自己株式の取得	△1	△0
当期変動額合計	△1	△0
当期末残高	△2,131	△2,131
株主資本合計		
当期首残高	29,522	29,489
当期変動額		
剰余金の配当	△350	△349
当期純利益	318	908
自己株式の取得	△1	△0
当期変動額合計	△33	557
当期末残高	29,489	30,047
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△189	△140
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	48	267
当期変動額合計	48	267
当期末残高	△140	126
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△279	△268
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	215
当期変動額合計	10	215
当期末残高	△268	△52
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△468	△409
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	58	482
当期変動額合計	58	482
当期末残高	△409	73

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
新株予約権		
当期首残高	217	229
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	9
当期変動額合計	11	9
当期末残高	229	239
純資産合計		
当期首残高	29,272	29,309
当期変動額		
剰余金の配当	△350	△349
当期純利益	318	908
自己株式の取得	△1	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	70	492
当期変動額合計	37	1,050
当期末残高	29,309	30,359

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式は移動平均法に基づく原価法によっています。

(2) その他有価証券

① 時価のあるものは決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっています。

② 時価のないものは移動平均法に基づく原価法によっています。

2. デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっています。

(1) 商品・製品・仕掛品・原材料（主要材料）

移動平均法

(2) 原材料（補助材料）及び貯蔵品

最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) 長期前払費用

均等償却によっています。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しています。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき当事業年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しています。

なお、当事業年度においては計上していません。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理しています。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当事業年度末における要支給額を計上しています。

(6) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等は振当処理をしています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としています。

(3) ヘッジ方針

内部規程に基づき為替変動リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものであると想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略しています。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。これによる当事業年度の損益への影響は軽微です。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

1. 前事業年度まで区分掲記していた「営業外収益」の「展示品売却益」は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「展示品売却益」に表示していた52百万円は、「その他」として組替えております。

2. 前事業年度まで区分掲記していた「特別損失」の「賃貸借契約解約損」は特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「賃貸借契約解約損」に表示していた16百万円は、「その他」として組替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	38,613百万円	39,516百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	3,853百万円	3,607百万円
土地	7,869	7,869
出資金	5	5
計	11,728	11,482

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
短期借入金	7,000百万円	7,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	600	9,900
長期借入金	10,135	235
計	17,735	17,135

※3 投資不動産の明細は次のとおりです。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
土地	97百万円	97百万円

4 偶発債務（保証債務）

下記会社の金融機関からの借入金に対する保証

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
Juken New Zealand Ltd.	17,911百万円 (うち11,455百万円は、21百万米ドル、 144百万ニュージーランドドル)	9,659百万円 (うち7,125百万円は、6百万米ドル、 82百万ニュージーランドドル)
住建（上海）有限公司	431百万円 (5百万米ドル)	493百万円 (5百万米ドル)
沃達王木業（上海）有限公司	410百万円 (5百万米ドル)	470百万円 (5百万米ドル)
沃達王國際有限公司	158百万円 (15百万香港ドル)	121百万円 (10百万香港ドル)
Juken Sangyo (Phils.) Corp. 株式会社ベルキッチン	600百万円 125百万円	530百万円 91百万円

なお、関係会社の為替予約等契約の保証を行っており、期末日時時点の契約残高は、前事業年度279百万ニュージーランドドル、当事業年度189百万ニュージーランドドルです。

※5 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
売掛金	39百万円	60百万円
短期貸付金	1,280	1,100
未収入金	253	231
その他(流動資産)	448	547
買掛金	647	571
未払金	44	39

6 受取手形割引高

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
受取手形割引高	1,146百万円	1,127百万円

※7 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしています。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれています。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
受取手形	27百万円	9百万円

※8 財務制限条項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)	
借入金のうち平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額12,000百万円、平成24年3月31日現在借入金残高10,500百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成24年3月31日現在借入はありません)において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。		借入金のうち平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額12,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高9,900百万円)において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。	
これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。		これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	
タームローン		タームローン	
契約総額	12,000百万円	契約総額	12,000百万円
借入実行総額	12,000	借入実行総額	12,000
借入未実行残高	—	借入未実行残高	—
コミットメントライン			
契約総額	2,000百万円		
借入実行総額	—		
借入未実行残高	2,000		

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

前事業年度
(平成24年3月31日)

当事業年度
(平成25年3月31日)

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額2,000百万円、平成25年3月31日現在借入はありません）において財務制限条項が付されており、平成24年9月25日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	2,000百万円
借入実行総額	—
借入未実行残高	2,000

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成22年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成24年3月31日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成24年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付しています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

前事業年度
(平成24年3月31日)

当事業年度
(平成25年3月31日)

平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額7,000百万円、平成24年3月31日現在借入金残高7,000百万円）において財務制限条項を付しています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	7,000百万円
借入実行総額	7,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成24年3月31日現在借入金残高2,850百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成24年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額7,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高7,000百万円）において財務制限条項を付しています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	7,000百万円
借入実行総額	7,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高2,550百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

(損益計算書関係)

※1 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	151百万円	130百万円
消耗品費他	112	137
製造勘定		
消耗品費他	8	6
流動資産		
未収入金他	142	80
固定資産		
建設仮勘定	25	23
計	439	377

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度48%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度52%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
運搬費	3,311百万円	3,167百万円
広告宣伝費	949	968
給料及び手当	3,156	3,126
賞与引当金繰入額	192	193
役員退職慰労引当金繰入額	28	28
退職給付費用	208	202
賃借料	1,143	1,117

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	199百万円	223百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
機械及び装置	1百万円	0百万円
車両運搬具	—	0
工具、器具及び備品	14	3
計	15	4

※5 為替差益

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
--	--	--

未決済為替予約から生じた為替差益は、著しい相場変動により発生したため特別利益として計上しています。

未決済為替予約から生じた為替差益は、著しい相場変動により発生したため特別利益として計上しています。

※6 その他の特別利益の主な内訳

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
抱合せ株式消滅差益	－百万円	27百万円
投資有価証券売却益	0	7
保険差益	4	－

※7 固定資産売却損の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
機械及び装置	1百万円	－百万円
工具、器具及び備品	0	0
美術品	－	6
計	2	6

※8 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
建物	1百万円	0百万円
構築物	－	0
機械及び装置	5	2
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	8	7
建設仮勘定	1	－
計	15	10

※9 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
本社 広島県廿日市市	生産設備他	機械及び装置/工具、器具及び備品/美術品	76
愛知県豊橋市	生産設備	機械及び装置	0
愛知県蒲郡市	生産設備	建物/構築物/機械及び装置	14
計			90

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしています。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしています。この遊休資産に関して回収可能価額は、原則として取得価額の5%を正味売却価額として、帳簿価額を正味売却価額まで減額しています。

美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額しています。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
本社 広島県廿日市市	生産設備他	機械及び装置/工具、器具及び備品/美術品	39
愛知県豊橋市	生産設備	機械及び装置	1
愛知県蒲郡市	生産設備	機械及び装置	0
計			40

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしています。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしています。この遊休資産に関して回収可能価額は、原則として取得価額の5%を正味売却価額として、帳簿価額を正味売却価額まで減額しています。

美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額しています。

※10 その他の特別損失の主な内訳

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
関係会社出資金減損	一百万円	17百万円
災害に伴う損害費用	0	—
役員退職慰労金等	9	2

※11 関係会社に係る注記

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれています。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
製品仕入	10,092百万円	8,709百万円
原材料費	9,901	9,434
受取利息	57	27
受取配当金	44	—

※12 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上原価	133百万円	62百万円
販売費及び一般管理費	5	1

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	2,541	3	—	2,544

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 3千株

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	2,544	1	—	2,546

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

(1) 有形固定資産

主として、フォークリフト (車両運搬具)、コンピュータ関係設備 (工具、器具及び備品) です。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアです。

2. リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	21	18	3
合計	21	18	3

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	3百万円	—百万円
1年超	—	—
合計	3	—

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
支払リース料	9百万円	3百万円
減価償却費相当額	9	3

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は20,577百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は20,650百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	604百万円	641百万円
長期未払退職金	90	56
未払事業税	35	43
賞与引当金	123	122
役員退職慰労引当金	149	118
減価償却費	141	144
その他	500	277
繰延税金資産小計	1,645	1,403
評価性引当額	△254	△283
繰延税金資産合計	1,391	1,120
(繰延税金負債)		
退職給付信託設定益	△185	△183
圧縮記帳積立金	△83	△83
有価証券差額金	—	△69
繰延税金負債合計	△268	△335
繰延税金資産の純額	1,122	784

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.4%	37.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.6	△0.3
住民税均等割	7.7	4.5
合併による繰越欠損金等の引継	—	△6.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	11.5	—
その他	1.9	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.3	37.4

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しています。

(資産除去債務関係)

前事業年度末（平成24年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当事業年度末（平成25年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	623円16銭	645円49銭
1株当たり当期純利益金額	6円81銭	19円47銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計(百万円)	29,309	30,359
普通株式に係る純資産額(百万円)	29,080	30,120
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	229	239
普通株式の発行済株式数(株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	2,544,556	2,546,340
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	46,665,290	46,663,506

(2) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
損益計算書上の当期純利益金額(百万円)	318	908
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	318	908
普通株式の期中平均株式数(株)	46,667,048	46,664,430
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の潜在株式の数 112,351,000株	新株予約権の潜在株式の数 112,338,000株

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、記載を省略しています。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
住友林業(株)	489,000	496
大和ハウス工業(株)	220,000	400
すてきなイスグループ(株)	1,031,000	252
(株)F & A アクアホールディングス	173,700	224
凸版印刷(株)	106,000	71
J Kホールディングス(株)	59,990	35
O C H Iホールディングス(株)	43,020	30
(株)山口フィナンシャルグループ	28,050	26
(株)三井住友フィナンシャルグループ	6,700	25
スターツコーポレーション(株)	15,000	13
MS & ADインシュアランスグループホールディングス 他 26銘柄	211,909	92
計	2,384,369	1,669

【債券】

銘柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
(有価証券)		
その他有価証券		
(株)山口フィナンシャルグループ (第4回無担保社債)	10	10
計	10	10

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,852	222	43	17,031	13,025	288	4,005
構築物	1,494	10	0	1,504	1,375	16	128
機械及び装置	23,455	750	486 (5)	23,718	22,840	330	878
車両運搬具	273	—	32	241	240	0	0
工具、器具及び備品	3,120	25	101 (1)	3,045	1,866	64	1,179
土地	7,954	94	—	8,049	—	—	8,049
リース資産	256	23	17	261	168	52	93
建設仮勘定	32	206	133	105	—	—	105
有形固定資産計	53,440	1,332	815 (7)	53,957	39,516	753	14,441
無形固定資産							
ソフトウェア	604	63	57	609	343	116	266
電話加入権	31	—	—	31	—	—	31
電信電話専用施設利 用権	5	—	0	4	3	0	0
リース資産	200	0	—	200	140	40	60
無形固定資産計	841	63	58	846	487	156	359
長期前払費用	148	23	53	118	62	50	56
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

2. 当期増加額には、株式会社中国住建との合併による増加額が次のとおり含まれています。

建物	196百万円
構築物	10
機械及び装置	602
工具、器具及び備品	4
土地	94

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	66	11	—	(注1) 15	63
賞与引当金	327	323	327	—	323
役員退職慰労引当金	395	28	83	(注2) 26	313
環境対策引当金	13	—	—	—	13

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替等によるものです。

2. 役員退職慰労引当金の「当期減少額(その他)」は支給額減額に伴う役員退職慰労引当金超過額の取崩額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(A) 流動資産

イ 現金及び預金

種類	金額 (百万円)
現金	7
預金	
当座預金	3,026
普通預金	31
小計	3,057
計	3,064

ロ 受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額 (百万円)
(株)佐合木材	11
(株)喜田建材	5
(株)三洋工業九州システム	4
ユアサ商事(株)	3
(株)インテルグロー	3
本田産業(株)他	15
計	44

(b) 期日別内訳

期日	金額 (百万円)	比率 (%)
平成25年3月満期	9	21.6
" 4月満期	4	9.4
" 5月満期	1	3.3
" 6月満期	17	39.8
" 7月以降満期	11	25.9
計	44	100

ハ 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額 (百万円)	相手先名	金額 (百万円)
三井住商建材(株)	1,285	ナイス(株)	220
住友林業(株)	723	越智産業(株)他	3,660
双日建材(株)	350		
丸紅建材(株)	328	計	6,569

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回転率 (回)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$(B) \div \frac{(A) + (D)}{2} = (E)$	$\frac{(C)}{(A) + (B)}$	$365 \div (E)$
6,674	58,497	58,603	6,569	8.8	89.9	41.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれています。

ニ 商品及び製品

品名	金額（百万円）
床材	1,100
造作材	1,715
その他	1,161
計	3,976

ホ 仕掛品

品名	金額（百万円）
床材	223
造作材	657
その他	59
計	940

ヘ 原材料及び貯蔵品

品名	金額（百万円）
主要材料	
集成材	671
合板	703
無垢材他	1,319
小計	2,695
補助材料	
金具	127
シート	49
塗料他	140
小計	317
貯蔵品	
刃具消耗品	285
その他	263
小計	549
計	3,561

(B) 固定資産 投資その他の資産

イ 関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
Juken New Zealand Ltd.	9,657
沃達王國際有限公司	6,255
(株)ベルキッチン	4,599
(株)ウッドジョイ	65
計	20,577

ロ 美術品

品名	金額（百万円）
絵画 434点	7,058
陶磁器 259点	1,444
その他	93
計	8,596

(C) 流動負債

イ 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額（百万円）
製品及び原材料	
(株)西井塗料産業	258
(株)小島	3
小計	262
経費	
(株)小島	41
(株)西井塗料産業	4
小計	46
計	308

(b) 期日別内訳

期日	金額（百万円）	比率（%）
平成25年4月満期	79	25.6
" 5月満期	78	25.6
" 6月満期	67	22.0
" 7月以降満期	82	26.9
計	308	100

ロ 買掛金

相手先	金額（百万円）
住友林業クレスト(株)	383
(株)ベルキッチン	343
DNP住空間マテリアル販売(株)	321
(株)トッパンコスモ	177
税関全国担保	174
沃達王國際有限公司他	1,567
計	2,968

ハ 短期借入金

借入先名	金額（百万円）
(株)広島銀行	2,000
(株)みずほコーポレート銀行	1,600
(株)もみじ銀行	1,200
農林中央金庫	1,000
(株)三菱東京UFJ銀行	500
(株)三井住友銀行他	700
計	7,000

ニ 1年内返済予定の長期借入金

借入先名	金額（百万円）
(株)みずほコーポレート銀行	3,264
(株)広島銀行	2,959
(株)三菱東京UFJ銀行	1,912
農林中央金庫	1,400
(株)日本政策投資銀行	1,000
伊予銀行他	4,406
計	14,941

(D) 固定負債

イ 長期借入金

借入先名	金額（百万円）
(株)広島銀行	800
(株)みずほコーポレート銀行	800
(株)商工組合中央金庫	748
(株)福岡銀行	500
農林中央金庫	400
廿日市貯木場他	585
計	3,833

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 日本証券代行株式会社 代理人部 株主名簿管理人においては取り扱っていません。 _____ 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第60期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成24年6月28日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第61期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出
第61期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月9日関東財務局長に提出
第61期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書
平成24年6月29日関東財務局長に提出
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度 第60期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書
平成24年7月3日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月20日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウッドワンの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ウッドワンが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月20日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 金本善行

代表社員
業務執行社員 公認会計士 梶田滋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

